

# 羽幌地域 循環型社会形成推進地域計画

羽幌町

苫前町

初山別村

羽幌町外 2 町村衛生施設組合

平成 30 年 11 月 12 日 作成

令和 元年 11 月 25 日 変更

令和 2 年 11 月 9 日 変更

令和 3 年 12 月 27 日 変更

令和 4 年 9 月 12 日 変更

令和 4 年 12 月 13 日 変更

# 目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
3	施策の内容	9
4	計画のフォローアップと事後評価	13
添付資料 1	対象地域図	14
添付資料 2	現状と目標のトレンドグラフ（人口、ごみ量等）	15
添付資料 3	分別区分説明資料	23
添付資料 4	所有施設の概要	24
添付資料 5	合併処理浄化槽計画図（羽幌町）	26
添付資料 6	生活排水処理状況のトレンドグラフ（羽幌町）	27
添付資料 7	合併処理浄化槽計画図（苫前町）	28
添付資料 8	生活排水処理状況のトレンドグラフ（苫前町）	29
添付資料 9	ハザードマップ	30
添付資料 10	羽幌町強靱化計画（令和 2 年 6 月）抜粋資料	33
添付資料 11	苫前町強靱化計画（令和 4 年 4 月）抜粋資料	37
様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	39
様式 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2	44
様式 3	地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	45
参考資料様式 3	施設概要（有機性廃棄物リサイクル施設系）	46
参考資料様式 4	施設概要（最終処分場系）	47
参考資料様式 6	施設概要（浄化槽系）	48
参考資料様式 6 補足資料	循環型社会形成推進地域計画内訳表（浄化槽系）	50
参考資料様式 8	計画支援概要（有機性廃棄物リサイクル施設）	54
参考資料様式 8	計画支援概要（最終処分場）	55

# 1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

## (1) 対象地域

◇ 構成市町村名	羽幌町 (面積・離島・豪雪地域・山村地域・過疎地域)
	苫前町 (面積・豪雪地域・山村地域・過疎地域)
	初山別村 (面積・豪雪地域・山村地域・過疎地域)
◇ 面積	1,206.76 km <sup>2</sup>
(内訳)	472.65 km <sup>2</sup> (羽幌町)
	454.60 km <sup>2</sup> (苫前町)
	279.51 km <sup>2</sup> (初山別村)
◇ 人口	11,405 人 (平成 30 年 3 月末現在)
(内訳)	7,089 人 (羽幌町)
	3,134 人 (苫前町)
	1,182 人 (初山別村)



図 1-1 対象地域図

## (2) 計画期間

本計画は平成31(2019)年4月1日～令和6(2024)年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合は計画を見直すものとする。

## (3) 基本的な方向

本組合は、北海道の北西部に位置し、天塩山地の稜線部から西側へ丘陵地が広がり、海岸部は、海岸段丘が分布する自然豊かな環境に恵まれ、畑作・酪農などの農業と漁業が主要産業となっている。

これまで本組合では、住民・事業者へごみ減量・リサイクルへの関心を高める啓発活動に取り組み、住民・事業者と連携したごみ減量とリサイクル活動の一層の促進に努めてきた結果、ごみ排出量は減少傾向にある。

国が示す廃棄物処理法に、基づく基本方針における廃棄物の減量化に即するため、これまで以上に住民・事業者と連携したごみ減量とリサイクル活動の一層の推進に努めるものとする。

これまでどおり、本組合では、生ごみは堆肥化するとともに、粗大ごみ及び破砕ごみは破砕選別処理、資源ごみは選別した後資源化する。一般ごみ及び中間処理施設で発生する処理残渣及び動物の死骸等を埋立処分する。

既設の生ごみ堆肥化施設の老朽化に対応するため生ごみ堆肥化施設を整備し、既設の最終処分場についても残余容量が逼迫していることから、将来の安定的なごみの埋立処分を行うため、最終処分場を整備する。

また、羽幌町及び苫前町では水質の悪化を未然に防止するためにも公共下水道の整備に努め、公共下水道整備区域以外の合併浄化槽の整備促進を図る。

## (4) 広域処理の検討状況

本組合は留萌中南部ブロックに属しており、これまで、市町村が連携した効果的なごみ処理施策に取り組むこととして、小ブロック(南部地域・中部地域)ごとに、廃棄物をできるだけマテリアル(物質)で循環させるため、排出時の分別システムを確立、分別回収したごみを資源化あるいは再資源化ルートに乗るように施設整備を図ってきた。

今後、新たな広域処理の予定はないことから、小ブロックごとにこれまでに継続した処理体系を促進していくこととしている。

## (5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

従来よりプラスチック容器包装廃棄物を分別収集し、リサイクルプラザにて分別・圧縮梱包した後、容器包装リサイクル法に基づく指定法人に再商品化を委託している。

プラスチック使用製品廃棄物は当面の間破砕ごみとして埋立処分を継続するが、今後コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

## 2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

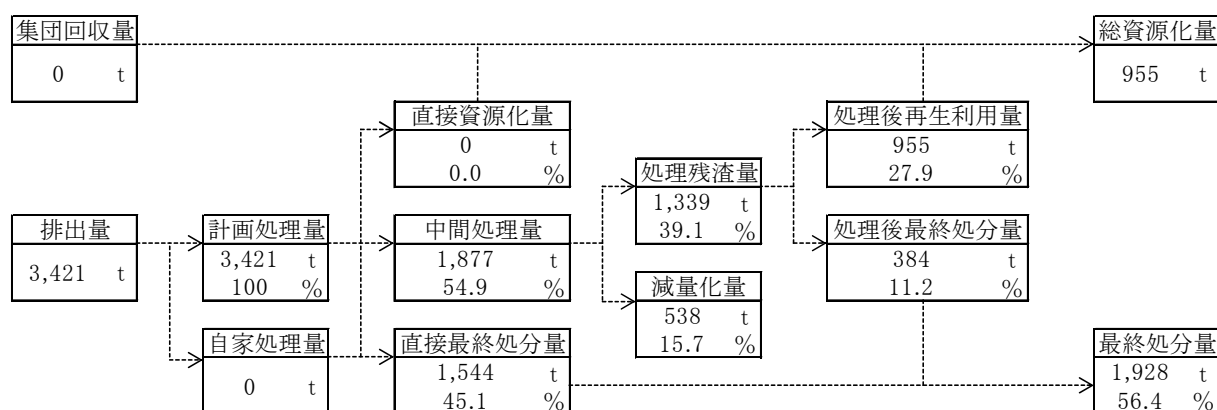
### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 29 (2017) 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 2-1 のとおりである。

総排出量は、3,421 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 955 トン、リサイクル率  
 (= (直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量) / (ごみの総処理量+集団回収量)) は 27.9%である。

中間処理による減量化量は 538 トンであり、総排出量の概ね 15.7%が減量化されている。  
 また、総排出量の 56.4%に当たる 1,928 トンが埋め立てられている。

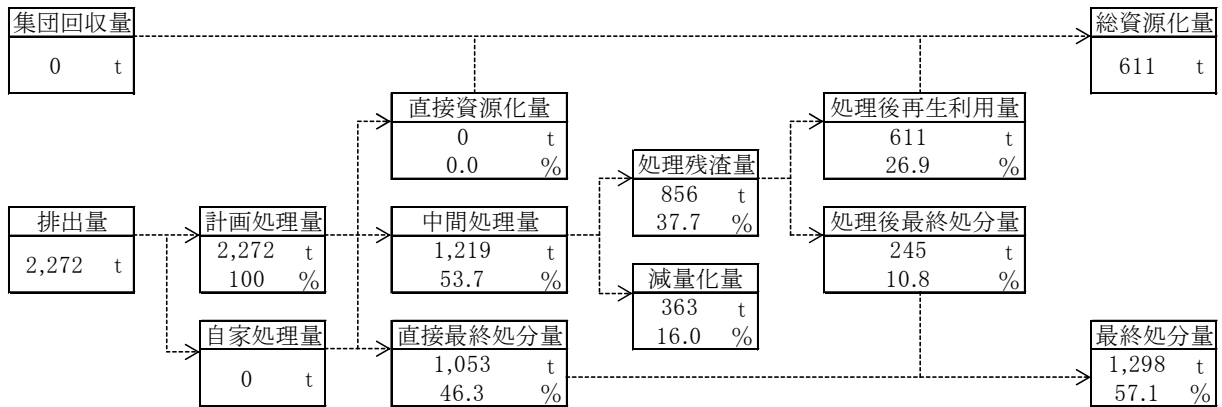
#### 【組合全体】



※端数調整の関係で合計及び割合の合計が合わない場合がある。

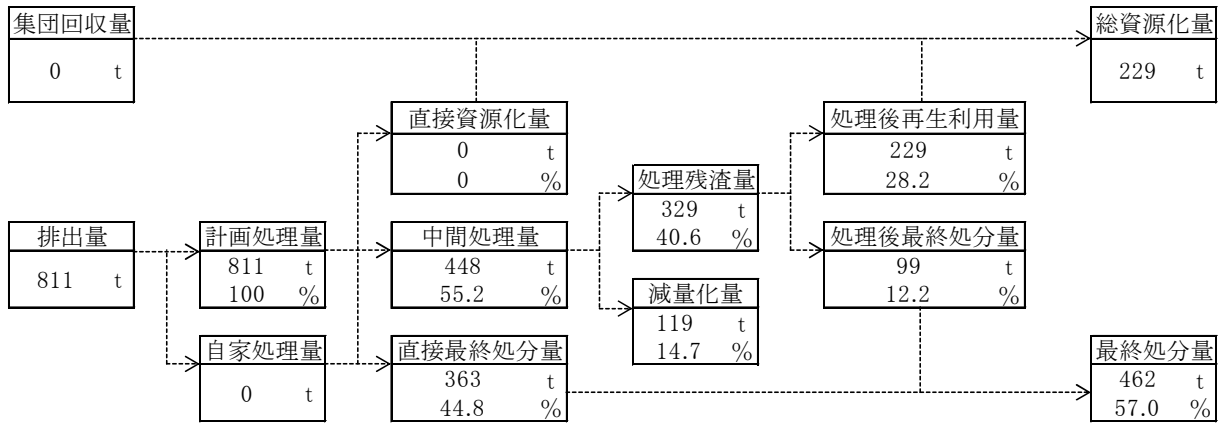
図 2-1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 29 (2017) 年度）

【羽幌町】



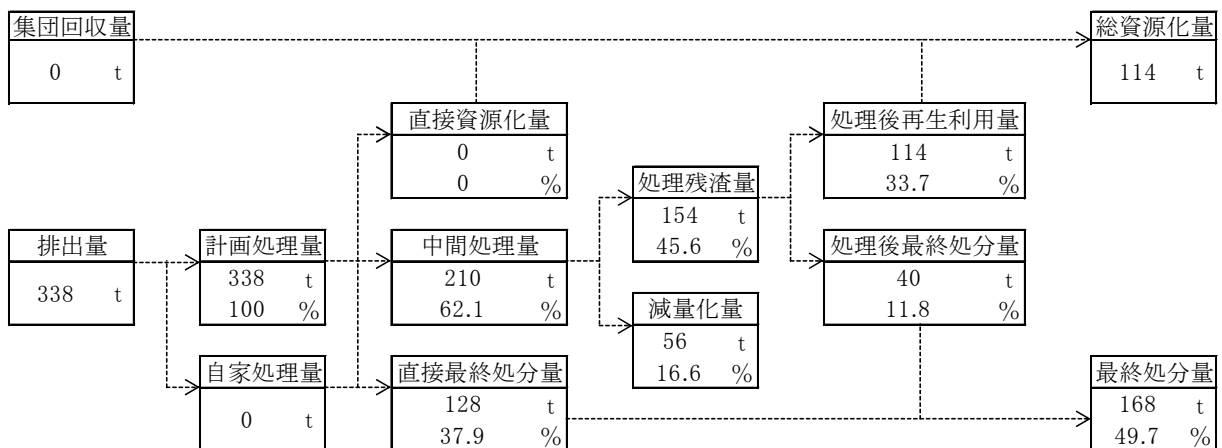
※端数調整の関係で合計及び割合の合計が合わない場合がある。

【苫前町】



※端数調整の関係で合計及び割合の合計が合わない場合がある。

【初山別村】



※端数調整の関係で合計及び割合の合計が合わない場合がある。

## (2) 羽幌町の生活排水の処理の現状

平成 30（2018）年度の生活排水の処理の状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 2-2 のとおりである。

平成 30（2018）年度末現在において、生活排水処理対象人口は全体で 6,902 人であり、汚水衛生処理人口は 4,306 人、汚水衛生処理率は 62.4% である。

し尿発生量は 1,823kL/年、浄化槽汚泥発生量は 352kL/年となっている。

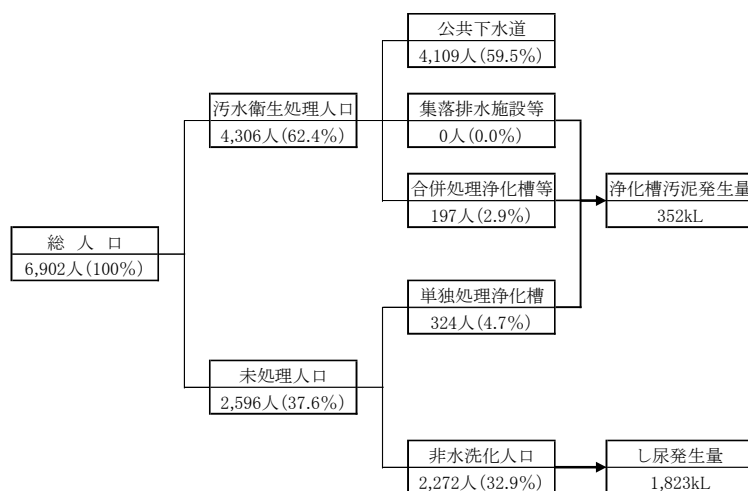


図 2-2 生活排水の処理状況フロー（平成 30（2018）年度）

## (3) 苫前町の生活排水の処理の現状

令和元年（2019）年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 2-3 のとおりである。

令和元年（2019）年度末現在において、生活排水処理対象人口は全体で 2,987 人であり、汚水衛生処理人口は、1,490 人、汚水衛生処理率 49.9% である。

し尿発生量は、1,409kL/年であり、浄化槽汚泥発生量は、341kL/年である。

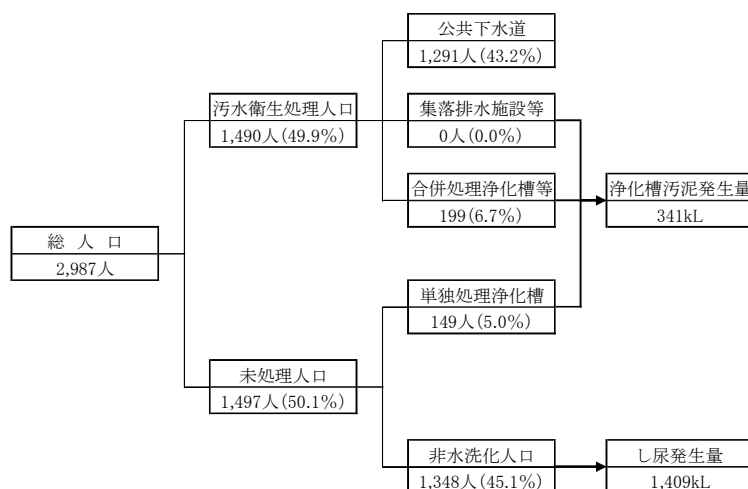


図 2-3 生活排水の処理状況フロー（令和元（2019）年度）

### (3) 一般廃棄物の処理の目標

本計画の計画期間中においては、減量化等に努め、循環型社会の実現を目指すものとし、表 2-1 のとおり目標量を求め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表 2-1 一般廃棄物の処理の現状と目標

指 標		現 状 (割合 <sup>※1</sup> ) (平成 29 年度)	目 標 (割合 <sup>※1</sup> ) (令和 6 年度)
排出量	事業系 総排出量 (①)	634 トン	555 トン (H29 比 -12.5%)
	1 事業所当たりの総排出量 <sup>※2</sup>	0.77 トン/事業所	0.67 トン/事業所 (H29 比 -13.0%)
	生活系 総排出量 (②)	2,787 トン	2,437 トン (H29 比 -12.6%)
	1 人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	171 kg/人	171kg/人 (H29 比 0%)
	集団回収量 (③)	0 トン	0 トン (H29 比 0%)
	合計 事業系生活系排出量合計 (①+②)	3,421 トン	2,992 トン (H29 比 -12.5%)
	排出量合計 (①+②+③)	3,421 トン	2,992 トン (H29 比 -12.5%)
再生利用量	直接資源化量	0 トン (0%)	0 トン (0%)
	総資源化量	955 トン (27.9%)	834 トン (27.9%)
減量化量	中間処理による減量化量	538 トン (15.7%)	468 トン (15.6%)
最終処分量	埋立最終処分量	1,928 トン (56.4%)	1,690 トン (56.5%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1 事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

平成 29 年度の事業所数は、平成 26 年度の経済センサスの値を用いた。

※3 (1 人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《用語の定義》

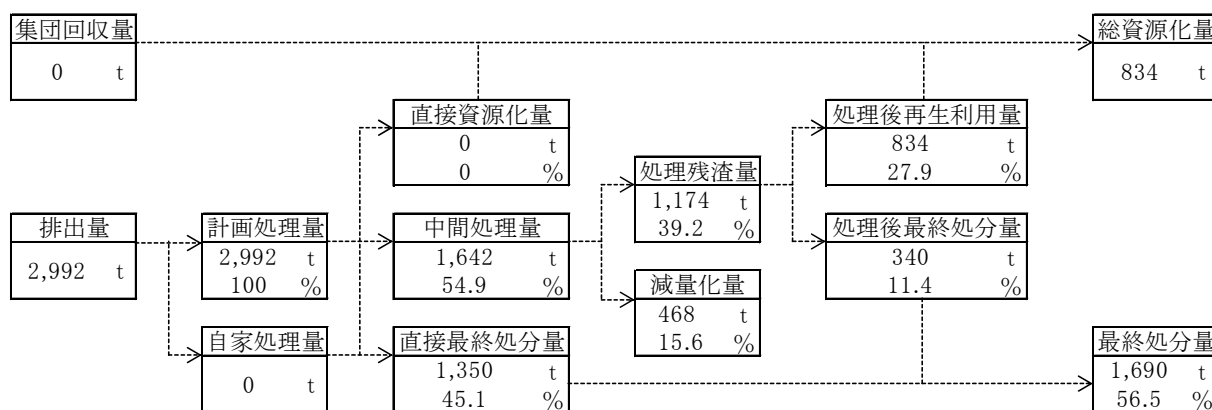
排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）[単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差

最終処分量：埋立処分された量

#### 【組合全体】

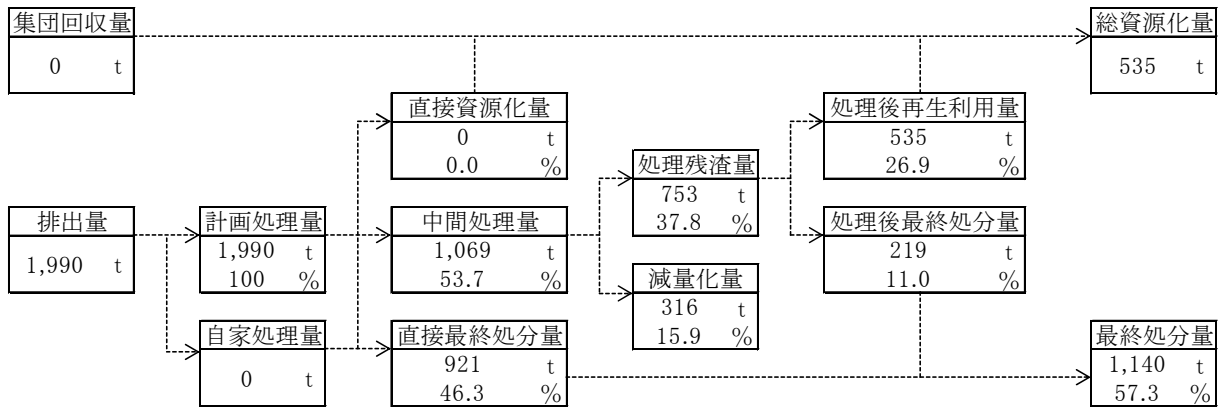


※端数調整の関係で合計及び割合の合計が合わない場合がある。

図 2-4 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和 6（2024）年度）

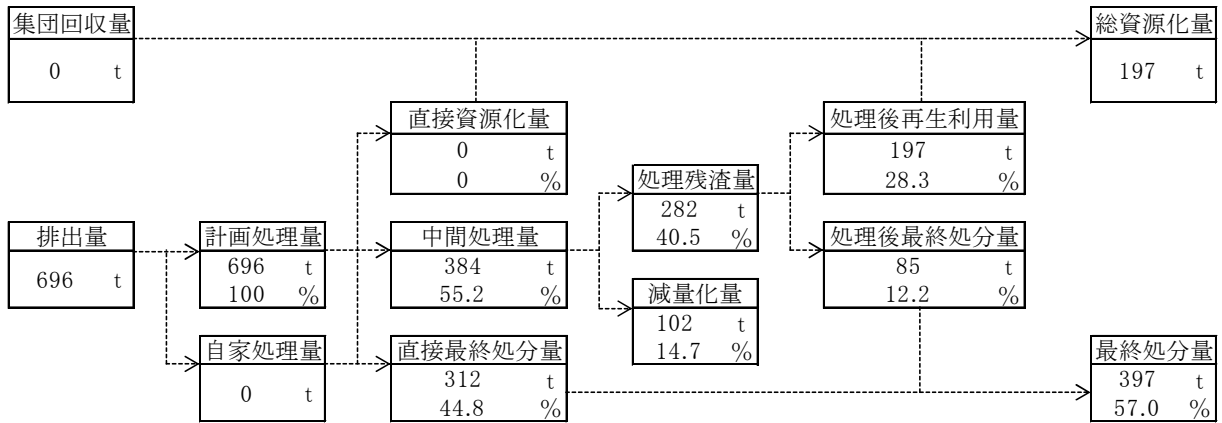


【羽幌町】



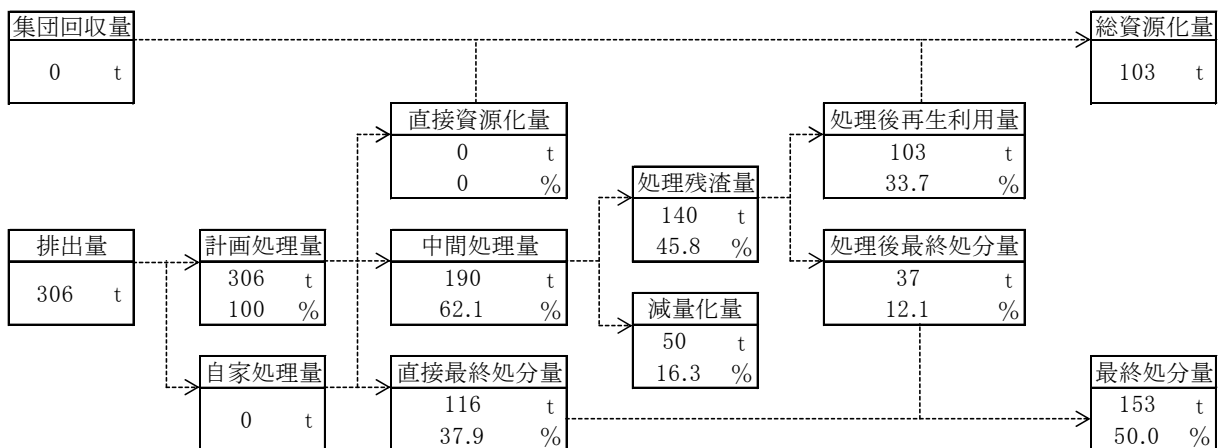
※端数調整の関係で合計及び割合の合計が合わない場合がある。

【苫前町】



※端数調整の関係で合計及び割合の合計が合わない場合がある。

【初山別村】



※端数調整の関係で合計及び割合の合計が合わない場合がある。

#### (4) 羽幌町の生活排水処理の目標

生活排水処理については表 2-2 に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表 2-2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成30年度実績	令和6年度目標
処理形態別人口	公共下水道	4,109人 (59.5%)	4,648人 (74.9%)
	農業集落排水施設等	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
	合併処理浄化槽等	197人 (2.9%)	329人 (5.3%)
	未処理人口	2,596人 (37.6%)	1,227人 (19.8%)
合 計		6,902人	6,204人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	1,823kL	1,427kL
	浄化槽汚泥量	352kL	417kL
	合 計	2,175kL	1,844kL

#### (5) 苫前町の生活排水処理の目標

生活排水処理については表 2-3 に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表 2-3 生活排水処理に関する現状と目標

		令和元年度実績	令和6年度目標
処理形態別人口	公共下水道	1,291人 (43.2%)	1,476人 (53.7%)
	農業集落排水施設等	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
	合併処理浄化槽等	199人 (6.7%)	214人 (7.8%)
	未処理人口	1,497人 (50.1%)	1,058人 (38.5%)
合 計		2,987人	2,748人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	1,409kL	992kL
	浄化槽汚泥量	341kL	206kL
	合 計	1,750kL	1,198kL

### 3. 施策の内容

#### (1) 発生抑制・再使用の推進

##### ア 有料化

本組合では、平成14年11月以降、生ごみ、一般ごみ、破碎ごみの指定袋制のごみ袋有料化を実施している。今後も引き続き有料化を推進していく。

##### イ 環境教育、普及啓発、助成

住民による自主的な取組みを促進するため、家庭における排出抑制・リサイクルに関する情報提供や啓発の充実を図り、ごみ問題に対する意識向上のために、住民に対する出前講座を設ける。また、転入者等に対しても、分別について説明する機会を設ける。

##### ウ マイバッグ運動・レジ袋対策

住民に対して買い物袋を持参するマイバッグ運動の実施とレジ袋削減への協力を要請し、事業者に対しては簡易包装やレジ袋削減等の取組みに対する啓発を実施する。

##### エ 生活排水対策

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、次の啓発活動を行う。

- ・下水道への接続
- ・合併処理浄化槽設置に対する助成制度の活用
- ・資源ごみとしての廃食油の排出
- ・プリン石鹼等、環境へ影響の少ない洗剤等の使用

#### (2) 処理体制

##### ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

本組合の生ごみは、生ごみ堆肥化施設で堆肥化し、一般ごみは最終処分場で直接埋立処分、粗大ごみと破碎ごみは破碎選別処理、資源ごみはリサイクルプラザで手選別、圧縮、梱包などを行った後、資源化している。危険ごみと廃食用油もリサイクルプラザで資源化し、動物死骸・動物残滓は最終処分場に埋立処分している。

今後も現状の処理体制を維持していくが、ごみ質やごみ量の変化、受け入れ体制の変更等、現状と大きく状況が変化した場合は、処理体制を検討し、効率的な処理体制となるよう適宜見直しを行う。

また、既設の生ごみ堆肥化施設は老朽化並びに装置設備の劣化進行に対して、安定的処理を継続する必要があるため、新生ごみ堆肥化施設を整備する。既設の最終処分場は逼迫していることから、最終処分場を整備し、将来の安定的なごみの埋立処分を行う。

表 3-1 生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (H29年)					今 後 (R6年)				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (トン)
		一次処理	二次処理				一次処理	二次処理	
一般ごみ	埋立	最終処分場 (直接埋立)		1,530	一般ごみ	埋立	最終処分場 (直接埋立)		1,338
生ごみ	資源化・残渣埋立 (堆肥化)	きらりサイクル工房 (生ごみ堆肥化施設)	最終処分場 (残渣埋立)	656	生ごみ	資源化・残渣埋立 (堆肥化)	きらりサイクル工房 (生ごみ堆肥化施設)	最終処分場 (残渣埋立)	574
資源ごみ	資源化・残渣埋立 (手選別・圧縮梱包)	きらりサイクル工房	最終処分場 (残渣埋立)	901	資源ごみ	資源化・残渣埋立 (手選別・圧縮梱包)	きらりサイクル工房	最終処分場 (残渣埋立)	789
粗大ごみ	資源化・残渣埋立 (破砕選別処理)	きらりサイクル工房	最終処分場 (残渣埋立)	146	粗大ごみ	資源化・残渣埋立 (破砕選別処理)	きらりサイクル工房	最終処分場 (残渣埋立)	127
破砕ごみ				164	破砕ごみ				143
危険ごみ	保管	きらりサイクル工房 (ストックヤード)	最終処分場 (残渣埋立)	6	危険ごみ	保管	きらりサイクル工房 (ストックヤード)	最終処分場 (残渣埋立)	5
廃食用油				5	廃食用油				4
動物死骸・残渣	埋立	最終処分場 (直接埋立)		13	動物死骸・残渣	埋立	最終処分場 (直接埋立)		12

※ 分別区分については、区分された廃棄物が具体的にどのような廃棄物を指すかを添付資料 3 により説明

### イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

本組合の事業系ごみは、事業者が自らごみ処理施設に搬入するか、各町村の許可を得た民間の一般廃棄物収集運搬業者に委託し、生活系ごみと同様に分別排出することで本組合のごみ処理施設への受け入れを行っている。今後も現状の体制を維持していく。事業系ごみの本組合の処理施設での受け入れにおいては、まず事業者が独自に可能な限り資源化・リサイクルを行うことが前提であり、その上で残ったごみを本組合のごみ処理施設で受け入れることとする。

### ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状は産業廃棄物の処理を実施していないが、今後は産業廃棄物の仮置きや処理体制について検討を行うとともに、周辺地域の自治体との連携体制の構築を図る。

### エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、公共下水道が整備されていない区域で、合併処理浄化槽の設置に対する助成制度の活用を地域住民に周知し、引き続き合併処理浄化槽の整備を奨励する。

し尿・浄化槽汚泥については、し尿前処理施設にて濃度や流量を調整し、羽幌浄化センターにて下水との一括処理を行う。

### オ 今後の処理体制の要点

- 既存の生ごみ堆肥化施設の老朽化並びに装置設備の劣化進行に対して、安定的処理を継続する必要があるため、新生ごみ堆肥化施設を整備する。
- 最終処分場を整備し、将来の安定的なごみの埋立処分を行う。
- ごみ質やごみ量の変化及びごみの受け入れ体制の変更により現状と大きく状況が変わった場合は、処理体制を検討し、効率的な処理体制となるよう適宜見直しを行う。

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

表 3-2 のとおり廃棄物処理施設を整備する。

表 3-2 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類施設名	処理能力	設置予定地	事業期間	国土強靱化
1	有機性廃棄物リサイクル推進施設 (生ごみ堆肥化施設)	2.0t/日	苫前郡羽幌町字築別 790 番地 (羽幌町有地)	R3～R5	-
2	最終処分場	41,300m <sup>3</sup>	苫前郡羽幌町字築別 789 番地 (羽幌町有地)	R3～R5	-

事業番号	整備理由
1	既存の生ごみ堆肥化施設の老朽化並びに装置設備の劣化進行に対して、安定的処理を継続する必要があるため、新生ごみ堆肥化施設を整備する。
2	既存の最終処分場が令和 6 年度に埋立完了見込みであるため、新最終処分場を整備する。

イ 合併処理浄化槽の整備

① 羽幌町 (事業番号 3)

合併処理浄化槽の整備については、表 3-3 のとおり行う。

② 苫前町 (事業番号 4)

合併処理浄化槽の整備については、表 3-4 のとおり行う。

表 3-3 整備する処理施設(羽幌町)

事業	直近の整備済 基数(基) (平成30年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間	国土強靱化
浄化槽設置整備事業	42	16	88	R2～R5	羽幌町強靱化計画
浄化槽市町村整備推進事業	0	0	0	R2～R5	-
その他地方単独事業	0	0	0	R2～R5	-
合計	42	16	88		

表 3-4 整備する処理施設(苫前町)

事業	直近の整備済 基数(基) (令和元年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間	国土強靱化
浄化槽設置整備事業	20	12	74	R3～R5	苫前町強靱化計画
浄化槽市町村整備推進事業	0	0	0	R3～R5	-
その他地方単独事業	0	0	0	R3～R5	-
合計	20	12	74		

#### (4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備を円滑に行うため、表 3-5 のとおり計画支援を行う。

表 3-5 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	有機性廃棄物リサイクル推進施設整備(事業番号 1)に係る調査設計業務	有機性廃棄物リサイクル推進施設基本計画、有機性廃棄物リサイクル推進施設基本設計	R1～R2
2	最終処分場整備(事業番号 2)に係る調査・設計業務	測量、地質調査、生活環境影響調査、最終処分場基本計画、最終処分場基本設計、最終処分場実施設計	R1～R2

#### (5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

##### ア 再生利用品の需要拡大事業

住民及び事業者への再生利用品の使用の普及・啓発を実施する。

##### イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電等について、関係機関と協力し、正しく排出できるよう普及・啓発を実施する。

##### ウ 不法投棄対策

不法投棄対策として無人カメラの設置による監視や、立て看板による注意啓発を実施している。今後はごみの適正処理について住民及び事業者への啓発を行うとともに、警察機関や地域住民と連携を図り監視体制を強化する。

##### エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害時に発生する廃棄物の処理や災害などにより、一時的に本組合内や広域でのごみ処理等が不可能となった場合に備えて、災害廃棄物の臨時集積場所等を検討する。

また、大規模な地震や水害等の災害時に大量に発生すると想定される災害廃棄物について、円滑かつ適正に処理できる体制の整備を強化する。

#### 4. 計画のフォローアップと事後評価

##### (1) 計画のフォローアップ

本組合は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて国、北海道及び本組合内で意見交換しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

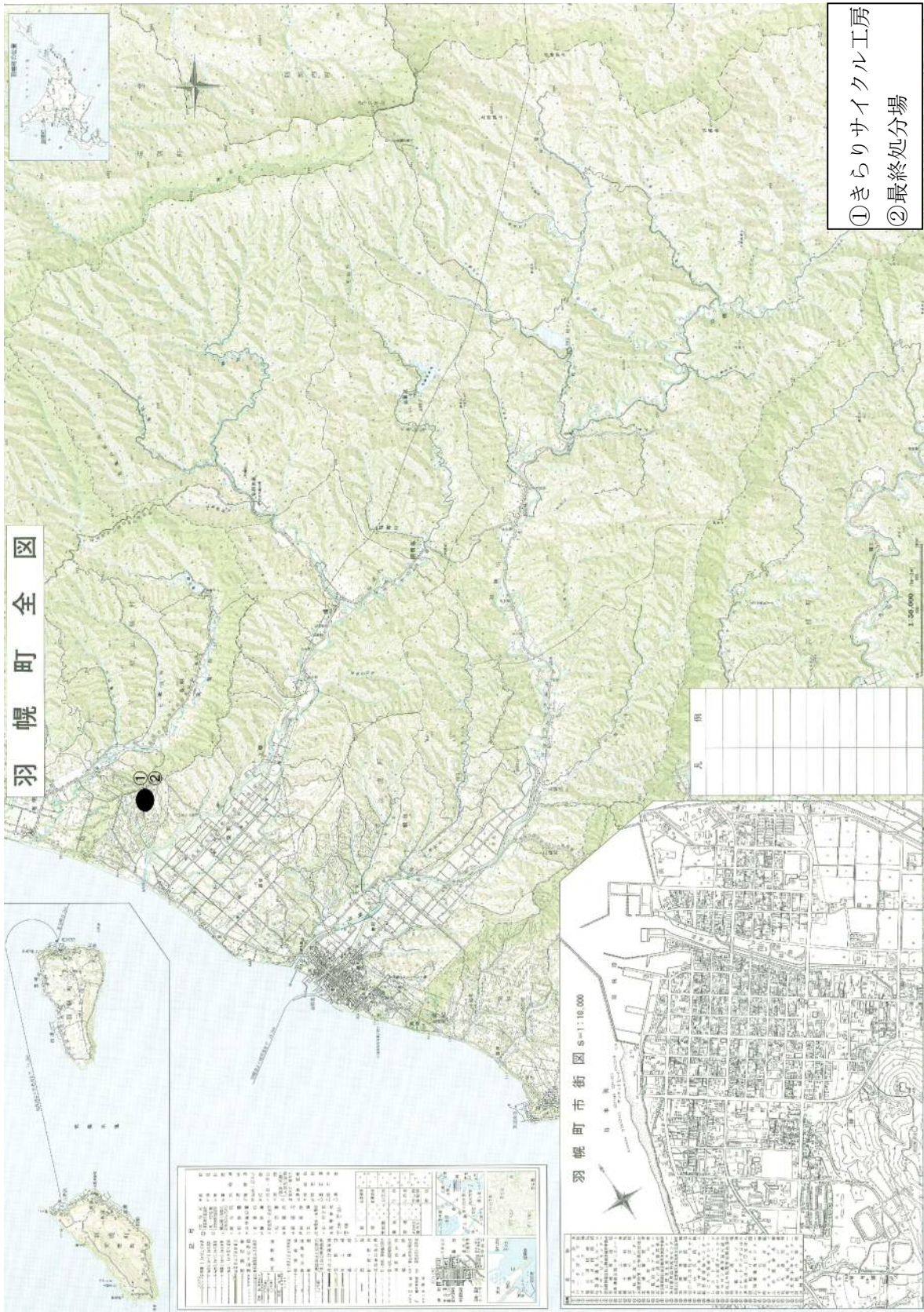
##### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。







## 現状と目標のトレンドグラフ

【組合全体】

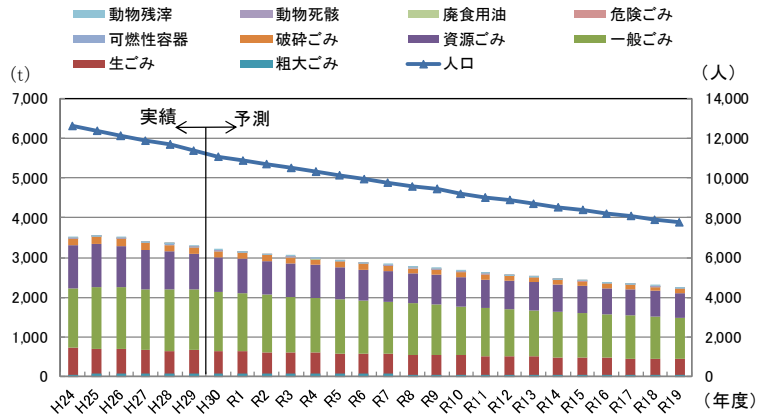


図 1 指標と人口の要因に関するトレンドグラフ（総ごみ排出量）

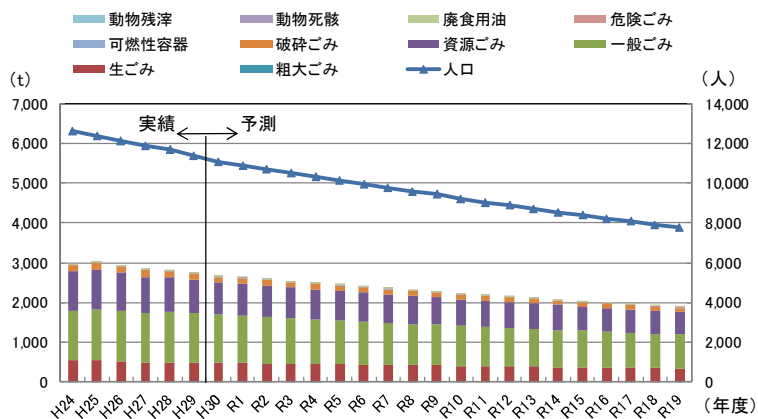


図 2 指標と人口の要因に関するトレンドグラフ（生活系ごみ排出量）

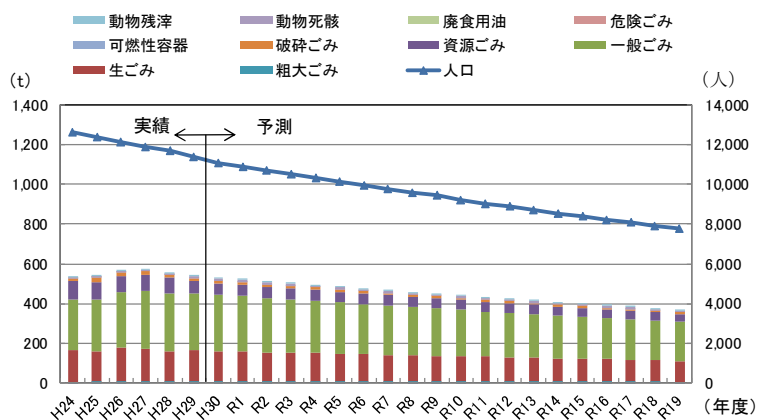


図 3 指標と人口の要因に関するトレンドグラフ（事業系ごみ排出量）

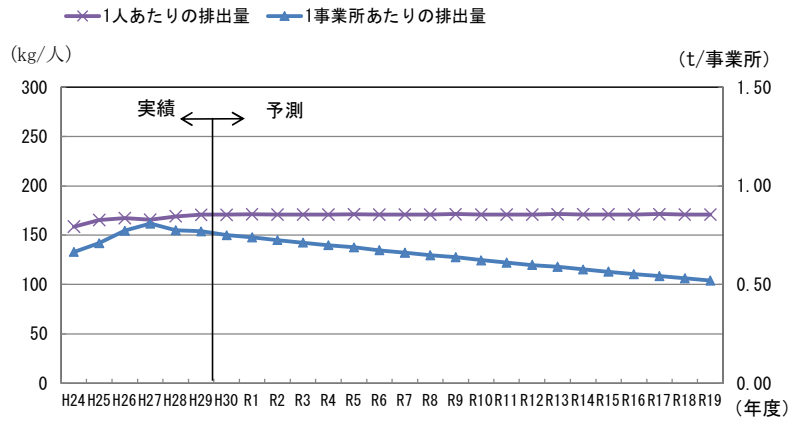


図4 1事業所あたり・1人あたりの排出量のトレンドグラフ

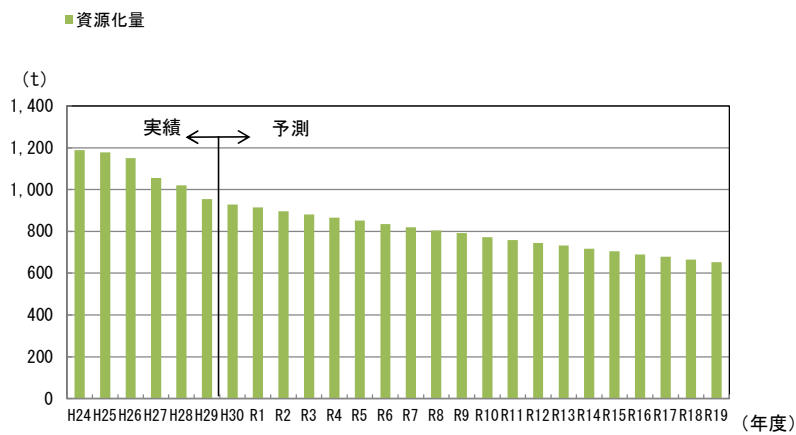


図5 総資源化量のトレンドグラフ

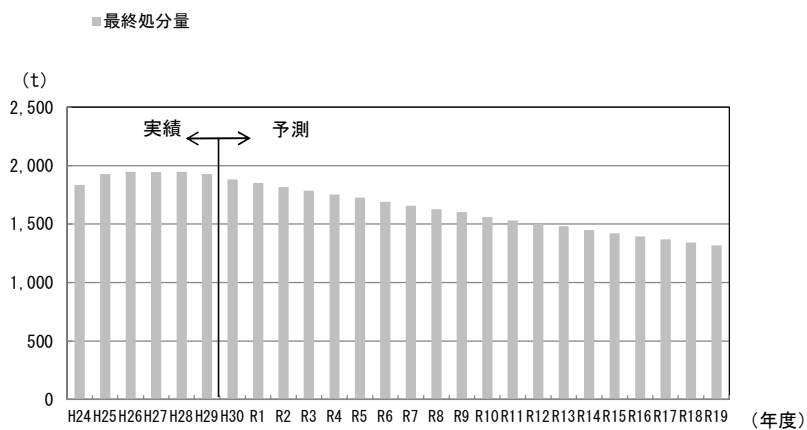


図6 最終処分量のトレンドグラフ

【羽幌町】

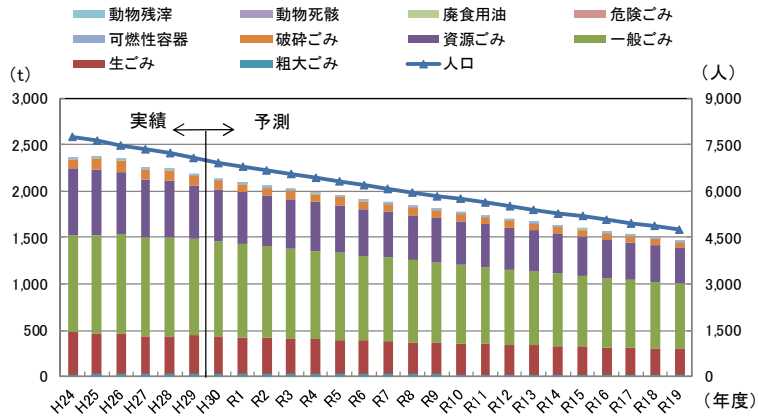


図7 指標と人口の要因に関するトレンドグラフ（総ごみ排出量）

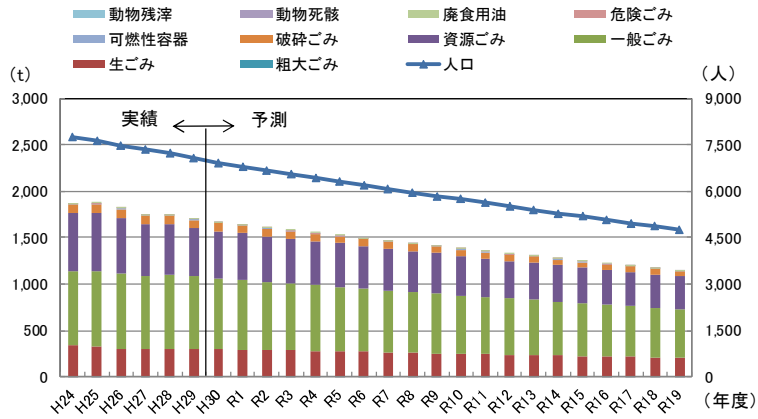


図8 指標と人口の要因に関するトレンドグラフ（生活系ごみ排出量）

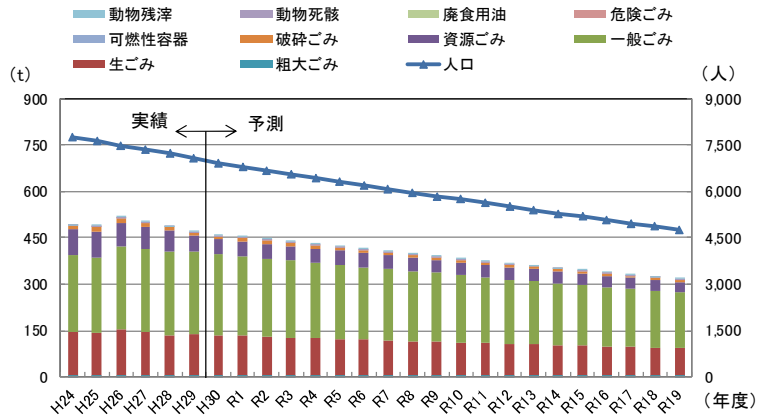


図9 指標と人口の要因に関するトレンドグラフ（事業系ごみ排出量）

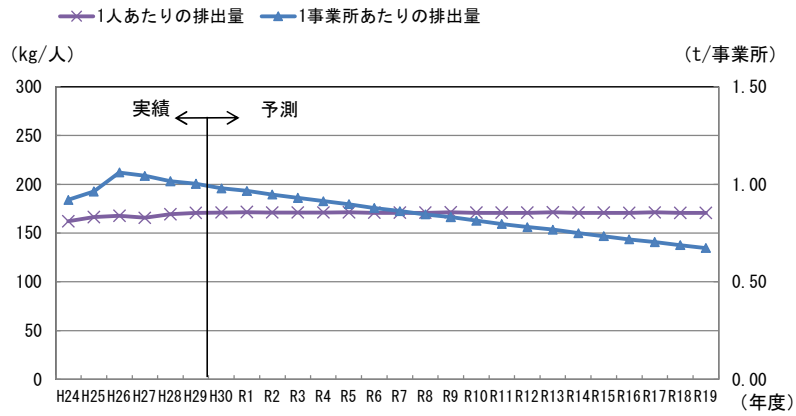


図 10 1事業所あたり・1人あたりの排出量のトレンドグラフ

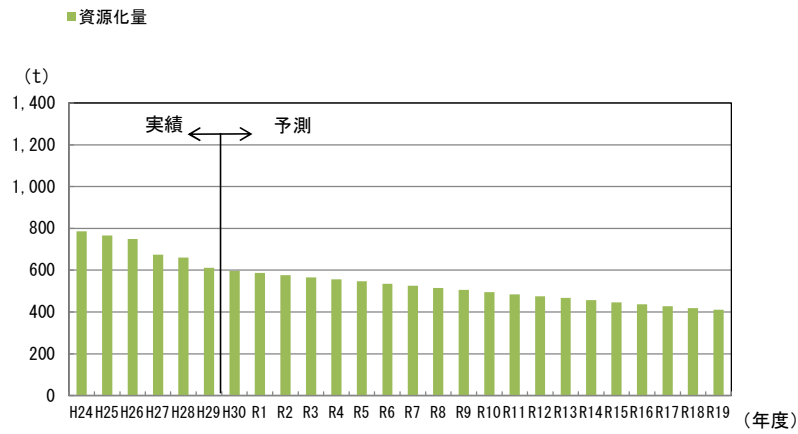


図 11 総資源化量のトレンドグラフ

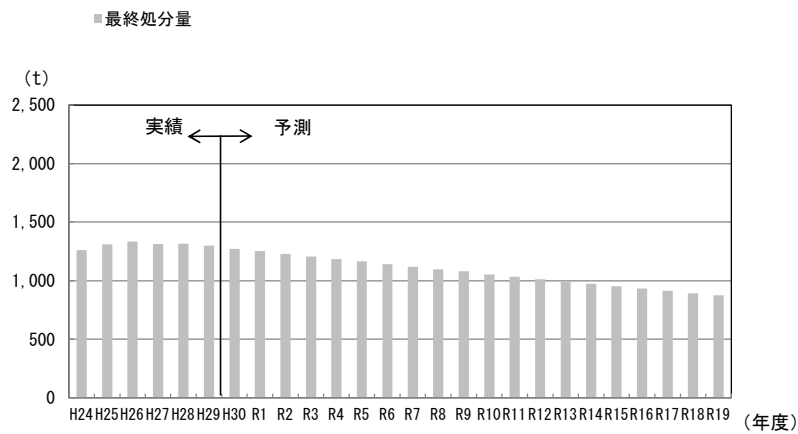


図 12 最終処分量のトレンドグラフ

【苫前町】

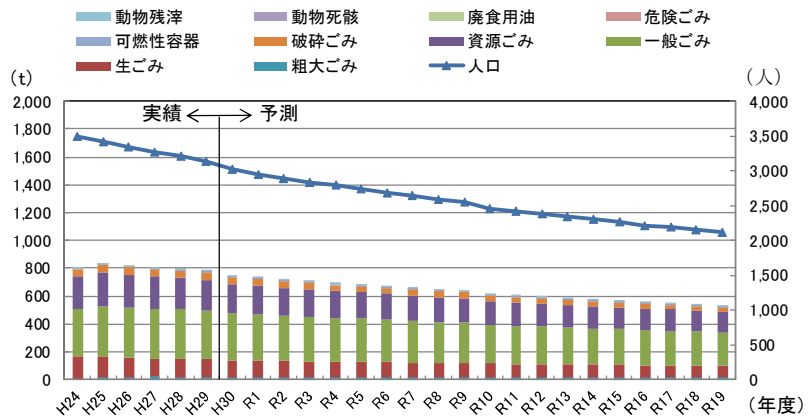


図 13 指標と人口の要因に関するトレンドグラフ（総ごみ排出量）

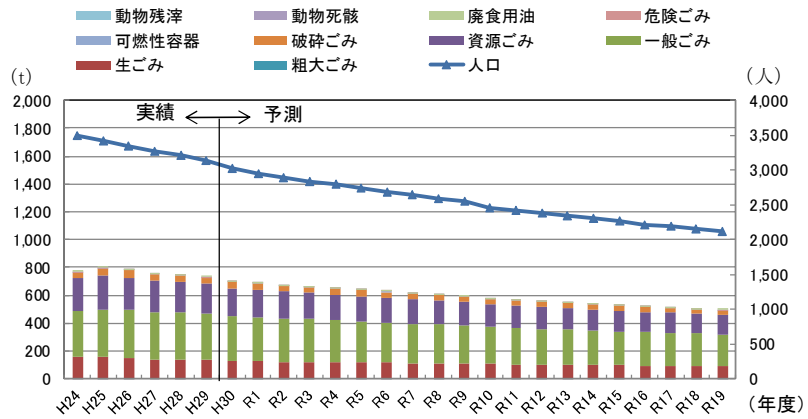


図 14 指標と人口の要因に関するトレンドグラフ（生活系ごみ排出量）

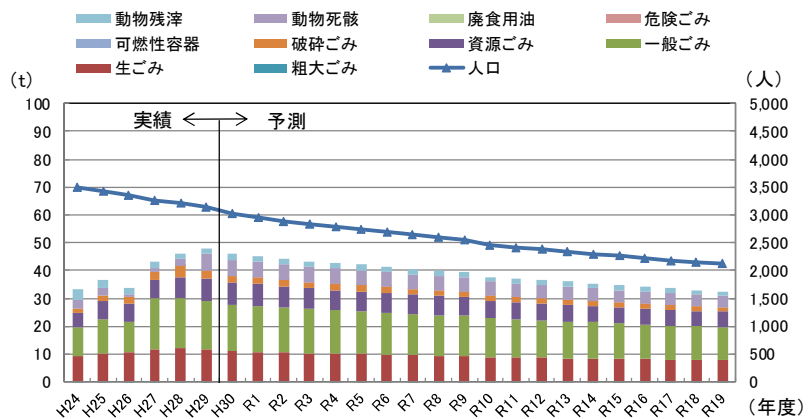


図 15 指標と人口の要因に関するトレンドグラフ（事業系ごみ排出量）

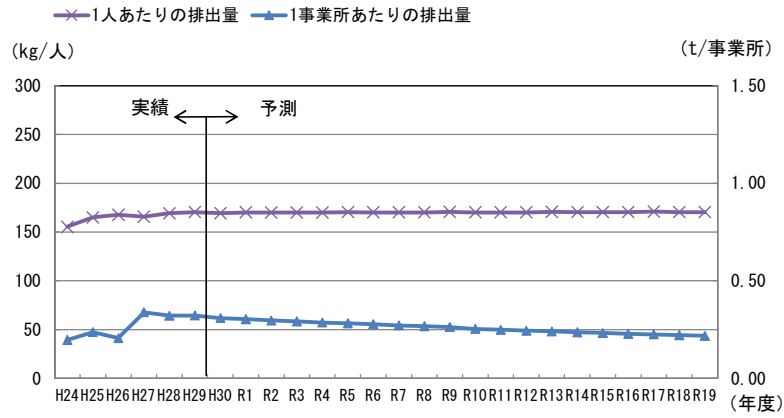


図 16 1 事業所あたり・1 人あたりの排出量のトレンドグラフ

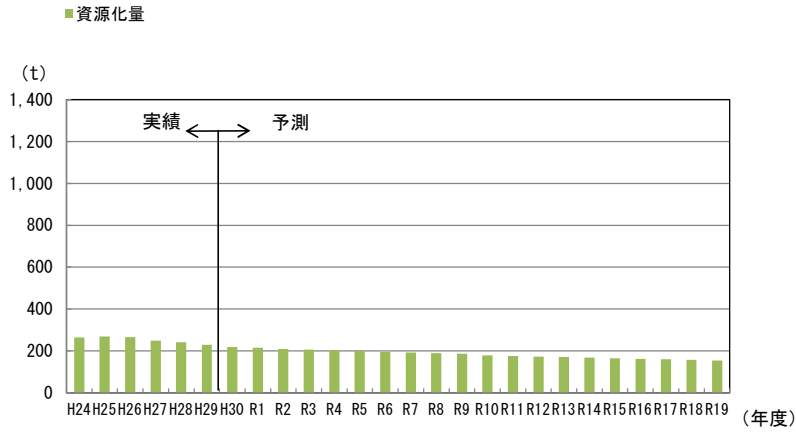


図 17 総資源化量のトレンドグラフ

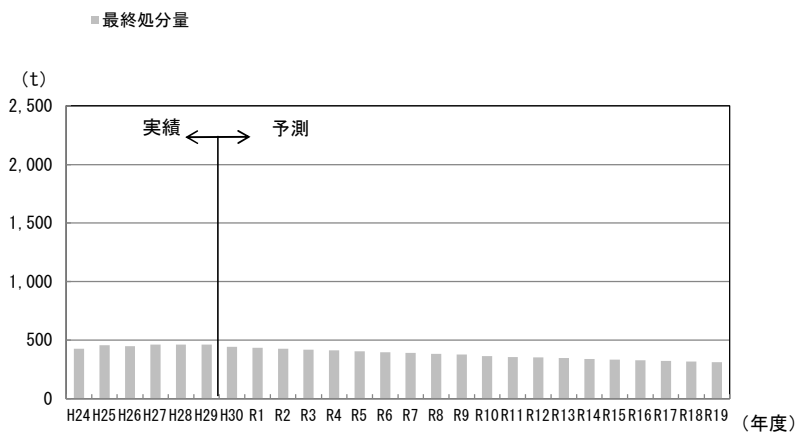


図 18 最終処分量のトレンドグラフ

【初山別村】

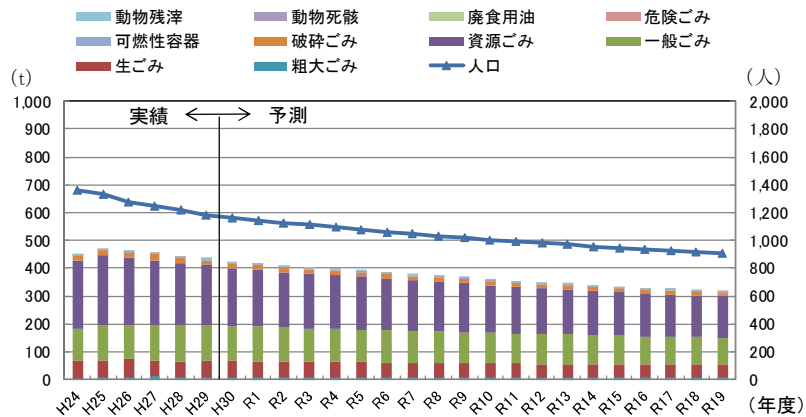


図 19 指標と人口の要因に関するトレンドグラフ（総ごみ排出量）

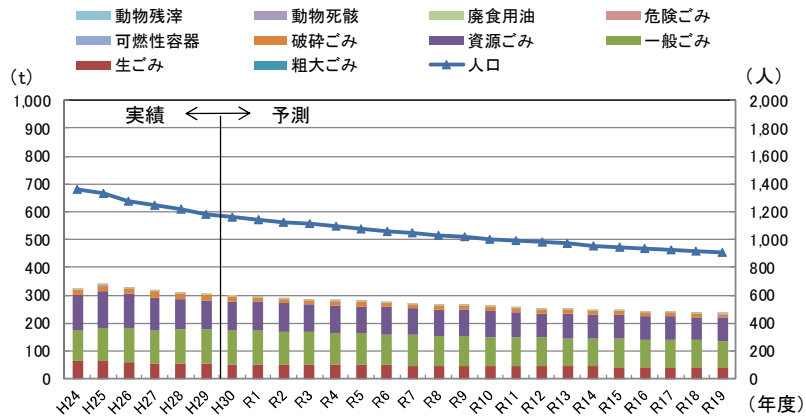


図 20 指標と人口の要因に関するトレンドグラフ（生活系ごみ排出量）

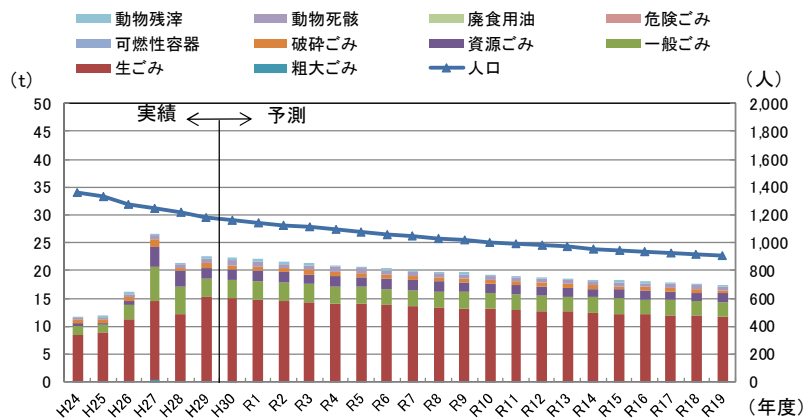


図 21 指標と人口の要因に関するトレンドグラフ（事業系ごみ排出量）

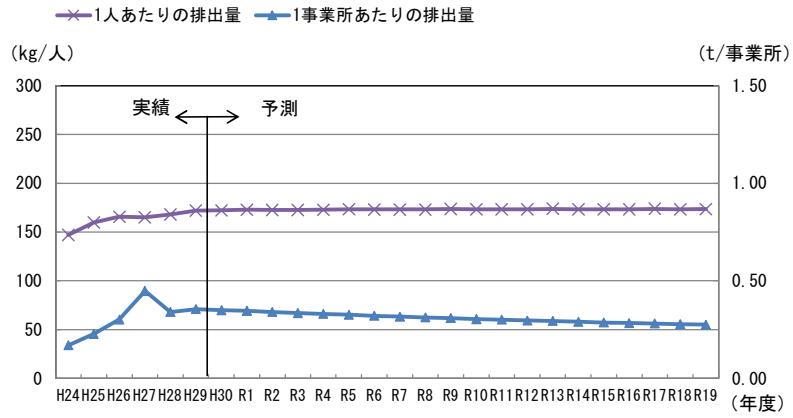


図 22 1 事業所あたり・1 人あたりの排出量のトレンドグラフ

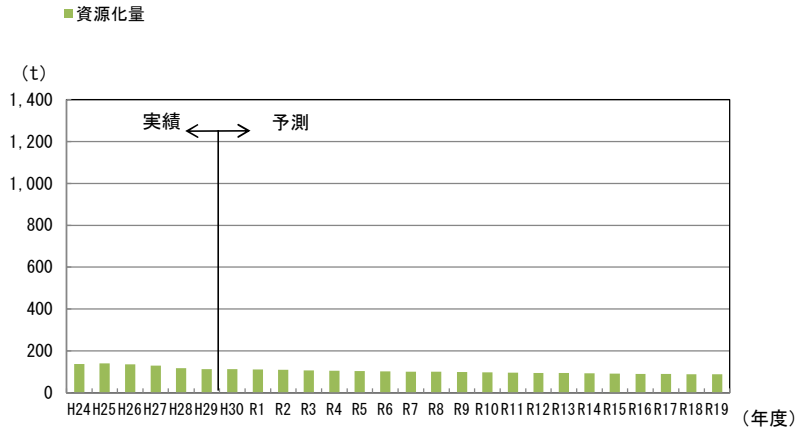


図 23 総資源化量のトレンドグラフ

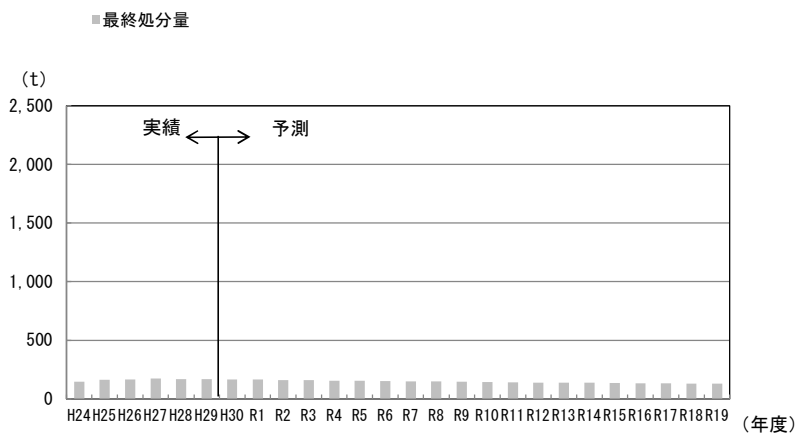


図 24 最終処分量のトレンドグラフ



添付資料 3

表 1 分別区分説明資料

分別種類	品目	排出方法		注意など
			離島のみ	
生ごみ	残飯、料理くず、茶がら、コーヒーがら、卵のから など	指定ごみ袋に入れて出す。	各家庭で用意した「フタつきのバケツ」に入れ、「生ごみ処理券」をはさんで出す。 収集後は、ゴミステーションに出したバケツを回収する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>水分を完全に切ってから出す。(水きりネットを使用する場合は、排出時に取り除く。)</li> <li>生ごみ以外のものは、絶対に取り除く。</li> <li>野菜など原形のままのものは、切ってから出す。</li> <li>骨などで硬くて長いものは、砕いてから出す。</li> </ul>
一般ごみ	紙くず、割り箸、菓子箱、コード類、たばこの吸殻、紙おむつ など	指定ごみ袋に入れて出す。		<ul style="list-style-type: none"> <li>付着物は完全に取り除き、液状の付着物については洗浄してから出す。</li> <li>金属類は必ず取り除き、「破砕ごみ」として出す。</li> <li>紙おむつに付着している汚物は、完全に取除いてから出す。</li> </ul>
資源ごみ	缶類	飲料缶	キャップ・ラベルを取り外して中を洗う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>容器の中は必ず洗って不純物を取り除く。</li> </ul>
	ビン類	ビン	缶・びんはゴミステーション内の「かご」に入れ、ペットボトルは「あみ」に入れて出す。	
	ペットボトル	ペットボトル		
	ダンボール	ダンボール	種類ごとに持ち運びやすい大きさにし、ひもで十文字にしぼって出す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダンボールでも表面がビニールやロウで加工しているものは、「一般ごみ」として出す。</li> <li>紙パックは中を洗い、切り開いて乾燥させてから出す。</li> <li>(中がアルミコーティングされているものは、「一般ごみ」として出す。</li> <li>新聞紙、雑誌類以外の紙類は「一般ごみ」として出す。</li> </ul>
	新聞	新聞		
	雑誌	雑誌		
	紙パック	紙パック		
	その他プラスチック	白色トレイ、カップ容器、卵パック、納豆の容器 など	付着している不純物を取り除き洗ってから、買い物袋や透明または白色系の袋に入れて出す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>洗えないものは「一般ごみ」で出す。</li> <li>「ブラマーク」の表示がないものは入れない。</li> </ul>
布類		透明または白色系袋に「布類」と明記して出す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>綿50%以下のものは、「一般ごみ」で出す。</li> <li>必ず洗濯する。</li> <li>ボタンやファスナーははずさなくてもよい。</li> </ul>	
粗大ごみ	電化製品(テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機およびパソコン除く)、家具類など	決められた期日までに申し込みをして、「粗大ごみ処理券」に氏名を書き排出品に貼って自宅前に出す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出する電化製品で「コード」がついているものは、はずして「一般ごみ」で出し、電池や充電式バッテリーは「危険ごみ」として出す。</li> <li>テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機は、粗大ごみとして廃棄することはできない。</li> <li>家庭での使用済みパソコンは、粗大ごみとして廃棄することはできない。購入したメーカーに問い合わせること。</li> </ul>	
破砕ごみ	金属類、革製品、陶器類、割れたガラスなど	指定ごみ袋に入れて出す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>はさみ、包丁、カミソリなどは、鋭利な部分にガムテープを巻いて安全処理をしてから出す。</li> <li>割れたガラスなどもガムテープで安全処理をして出す。</li> <li>細かく割れているものは新聞紙等で包み、中に何が入っているか明記する。</li> <li>小型廃家電製品でコードが付いているものは、はずして「一般ごみ」で出し、電池や充電式バッテリーは「危険ごみ」として出す。</li> </ul>	
可燃性容器	スプレー缶、カセットボンバ	羽幌町・初山別村:ステーション内のカゴに入れる。 苫前町:ごみステーションの空きスペースに置くか、飛散が心配な場合はレジ袋等の透明な袋に「可燃性容器」と明記して出す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>必ず缶に穴をあけ、ガスを完全に抜く。</li> </ul>	
危険ごみ	乾電池、蛍光灯(管)、体温計(水銀使用) など	蛍光灯(管)や電球は、新品が入っていたケースに入れ透明または白色系袋に中身を明記して出す。その他のものは、ゴミステーション内のポリ容器に入れる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>小型充電式電池、ボタン電池は電気店に設置しているリサイクルボックスに入れる。</li> </ul>	
廃食用油	天ぷら油 など	天かすなどの不純物を取り除き、収集日にゴミステーション内のポリ容器に移し替えて出す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>取り除いた天かすは「生ごみ」として出す。</li> <li>固めたものは収集しない。</li> </ul>	
動物死骸・残滓				

## 所有施設の概要

### ■資源化施設系

	きらりサイクル工房(破碎選別施設)
設置主体	羽幌町外2町村衛生施設組合
所在地	苫前郡羽幌町字築別815番地
処理能力	6.7t/日(破碎選別・磁選機) 4.6t/日(圧縮・減容化設備)
竣工	平成14年11月
対象品目	破碎選別・磁選機(粗大ごみ、破碎ごみ) 圧縮・減容化設備(缶類、ビン類、ペットボトル、発泡スチロール、紙パック、ダンボール、古紙)
処理方法	破碎選別・手選別・圧縮梱包
補助の有無	有

	きらりサイクル工房(ストックヤード)
設置主体	羽幌町外2町村衛生施設組合
所在地	苫前郡羽幌町字築別815番地
処理能力	1,260m <sup>2</sup>
竣工	平成14年11月
対象品目	圧縮・梱包後資源物、危険ごみ、廃食用油
処理方法	保管
補助の有無	有

■堆肥化施設系

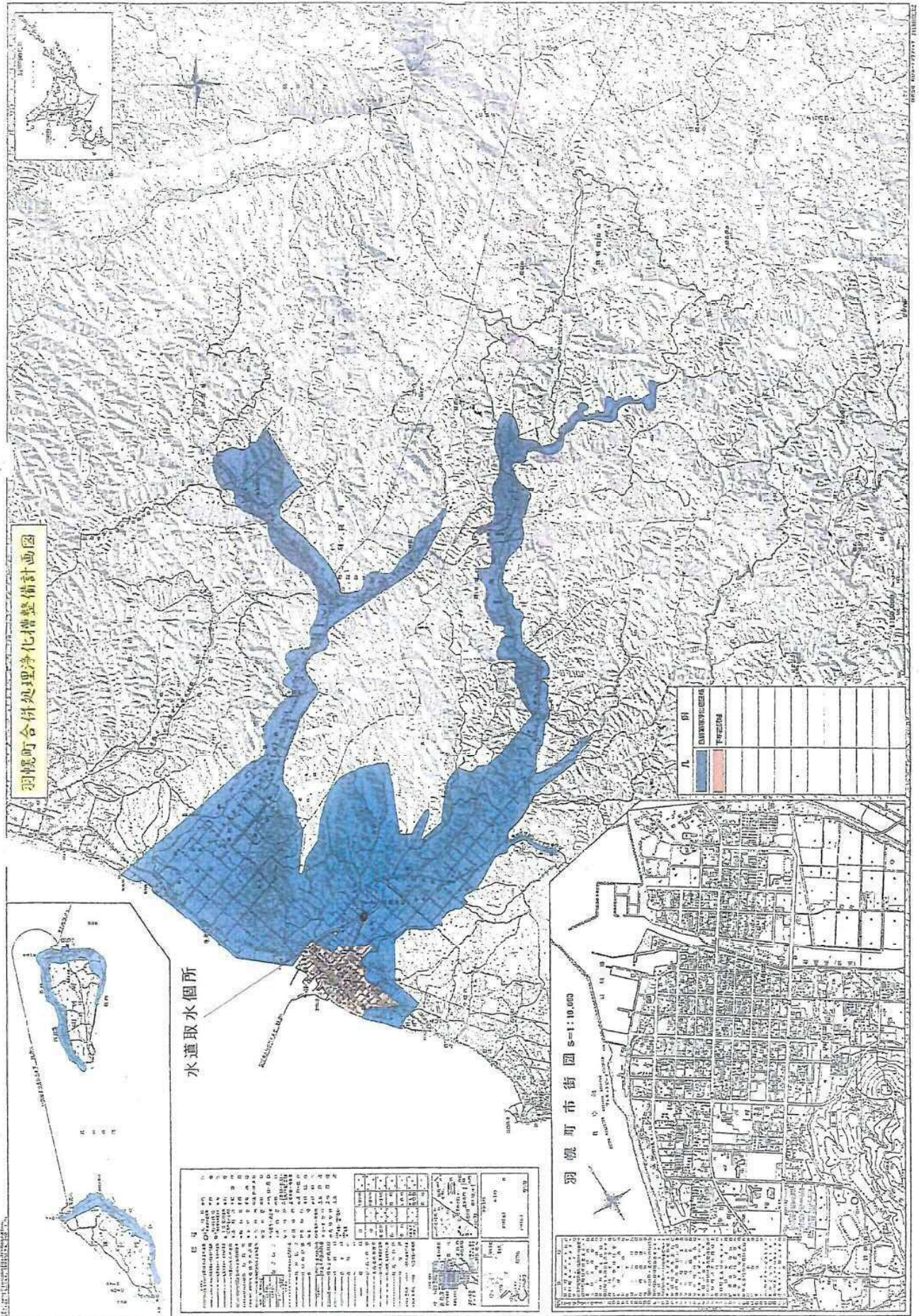
	きらりサイクル工房(生ごみ堆肥化施設)
設置主体	羽幌町外2町村衛生施設組合
所在地	苫前郡羽幌町字築別815番地
処理能力	6.0t/日
竣工	平成14年11月
対象品目	生ごみ
処理方法	破碎・発酵
補助の有無	有

■最終処分場系

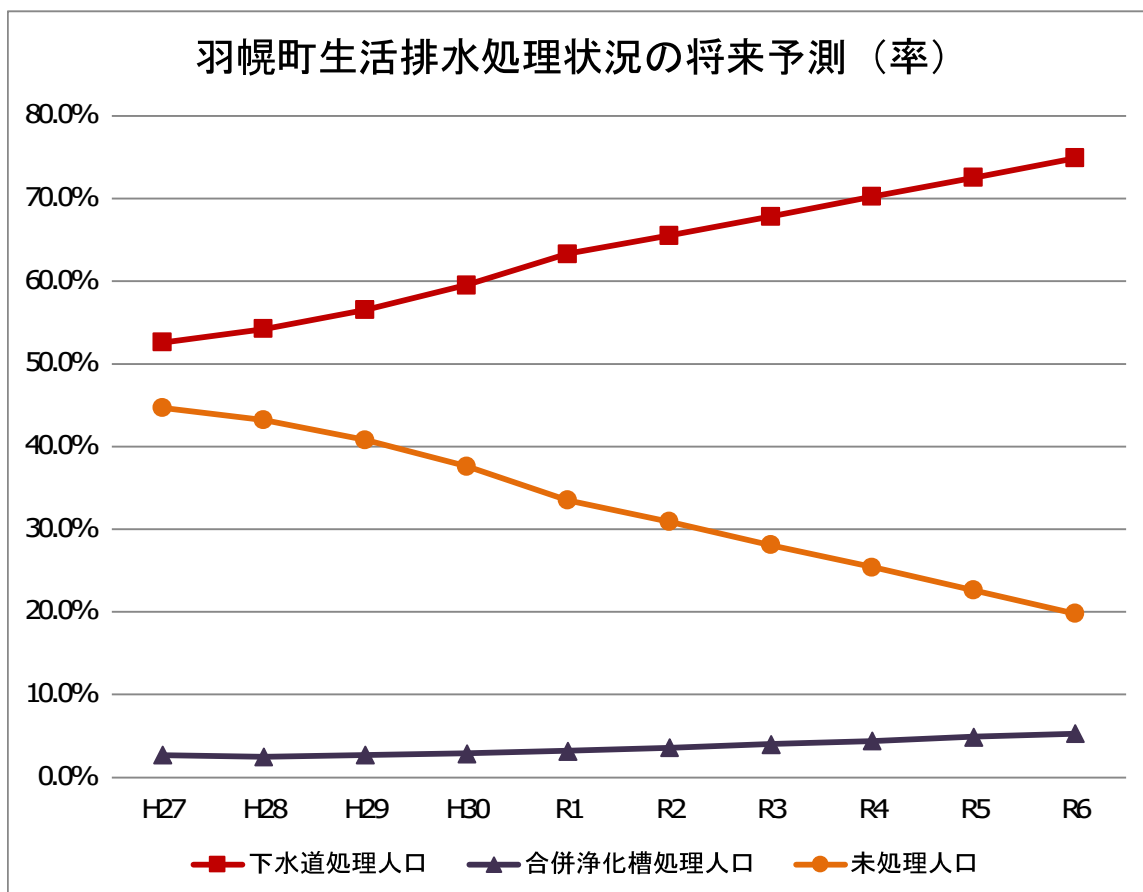
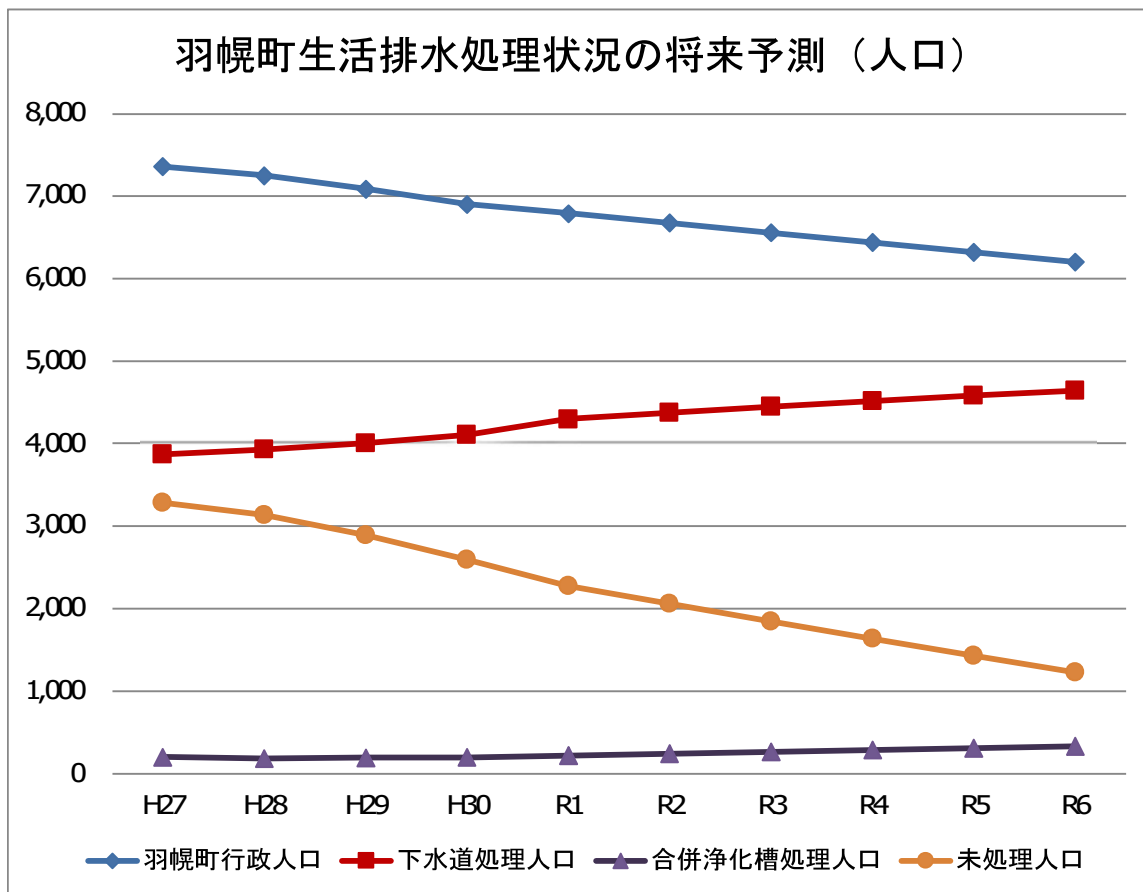
	一般廃棄物最終処分場
設置主体	羽幌町外2町村衛生施設組合
所在地	苫前郡羽幌町字築別815番地
埋立面積	13,100m <sup>2</sup>
埋立容積	72,000m <sup>3</sup>
竣工	平成15年11月
埋立対象物	一般ごみ、破碎残渣、生ごみ残渣、資源ごみ残渣等
浸出水処理方法	能力:50m <sup>3</sup> /日 方式:接触曝気処理方式+凝集沈殿処理+砂ろ過+消毒
補助の有無	有



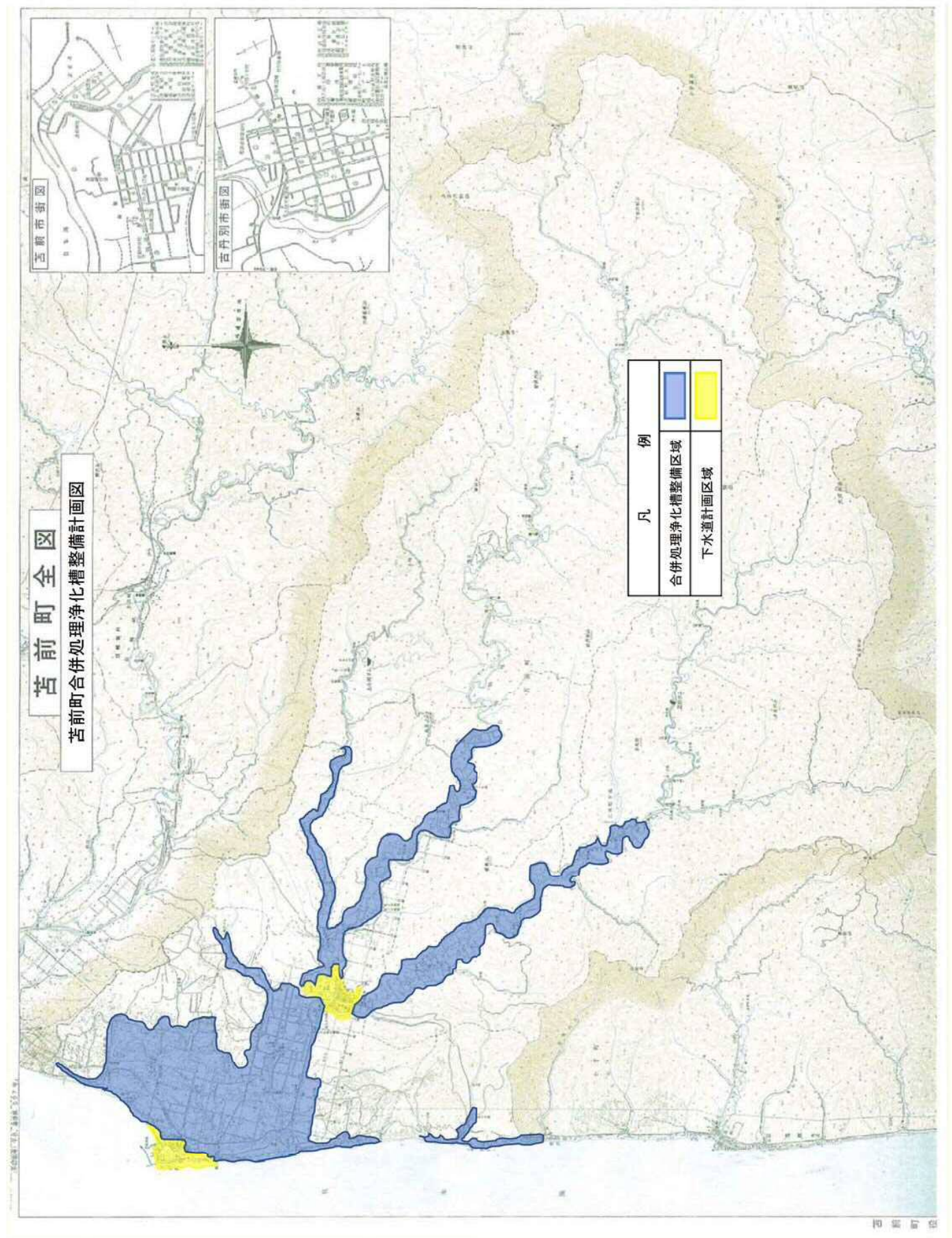
添付資料5 浄化槽計画図 (羽幌町)



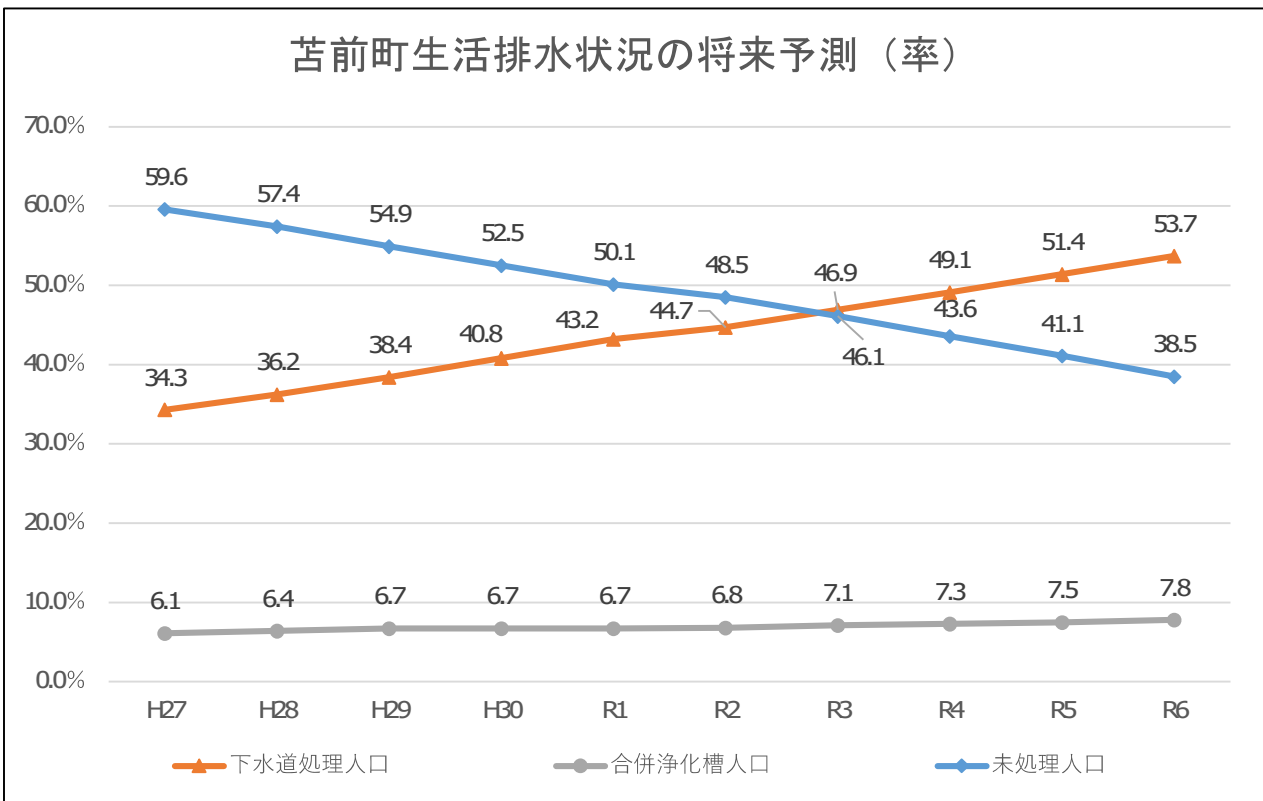
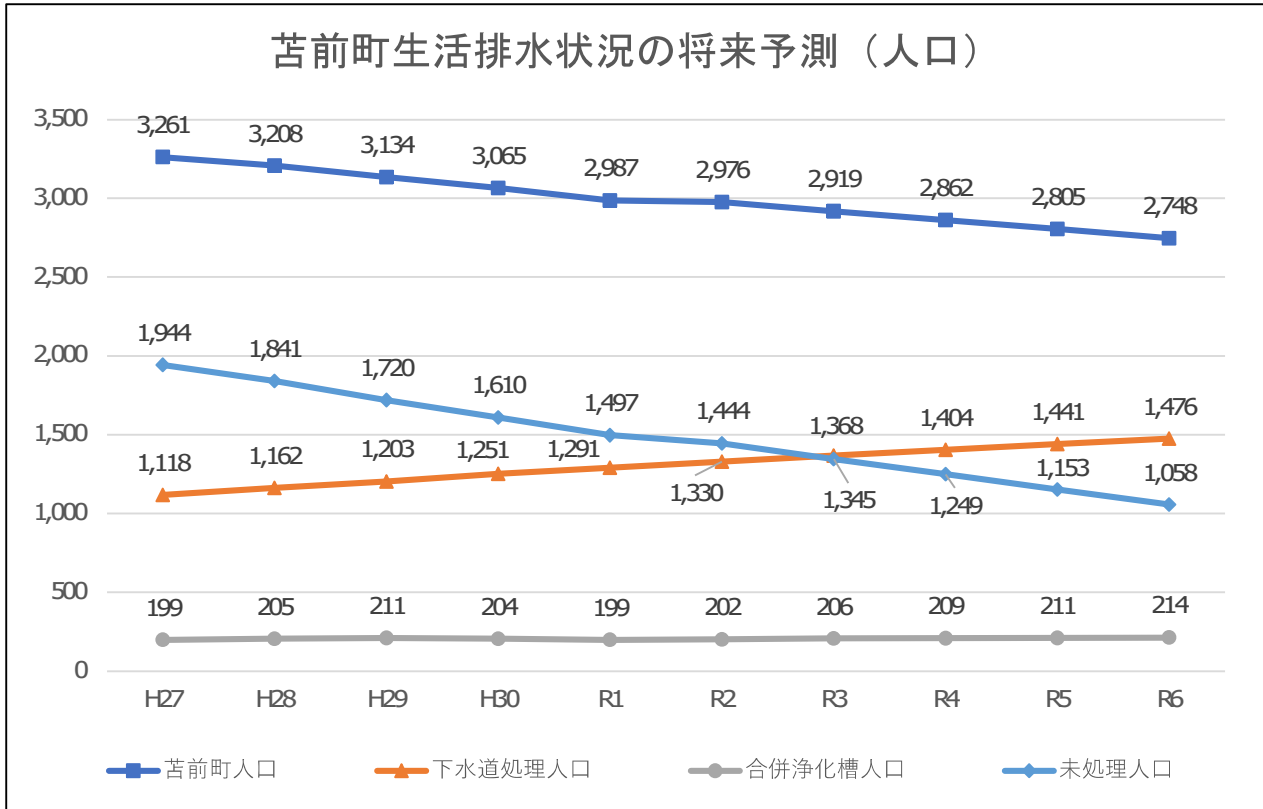




添付資料7 浄化槽計画図（苫前町）

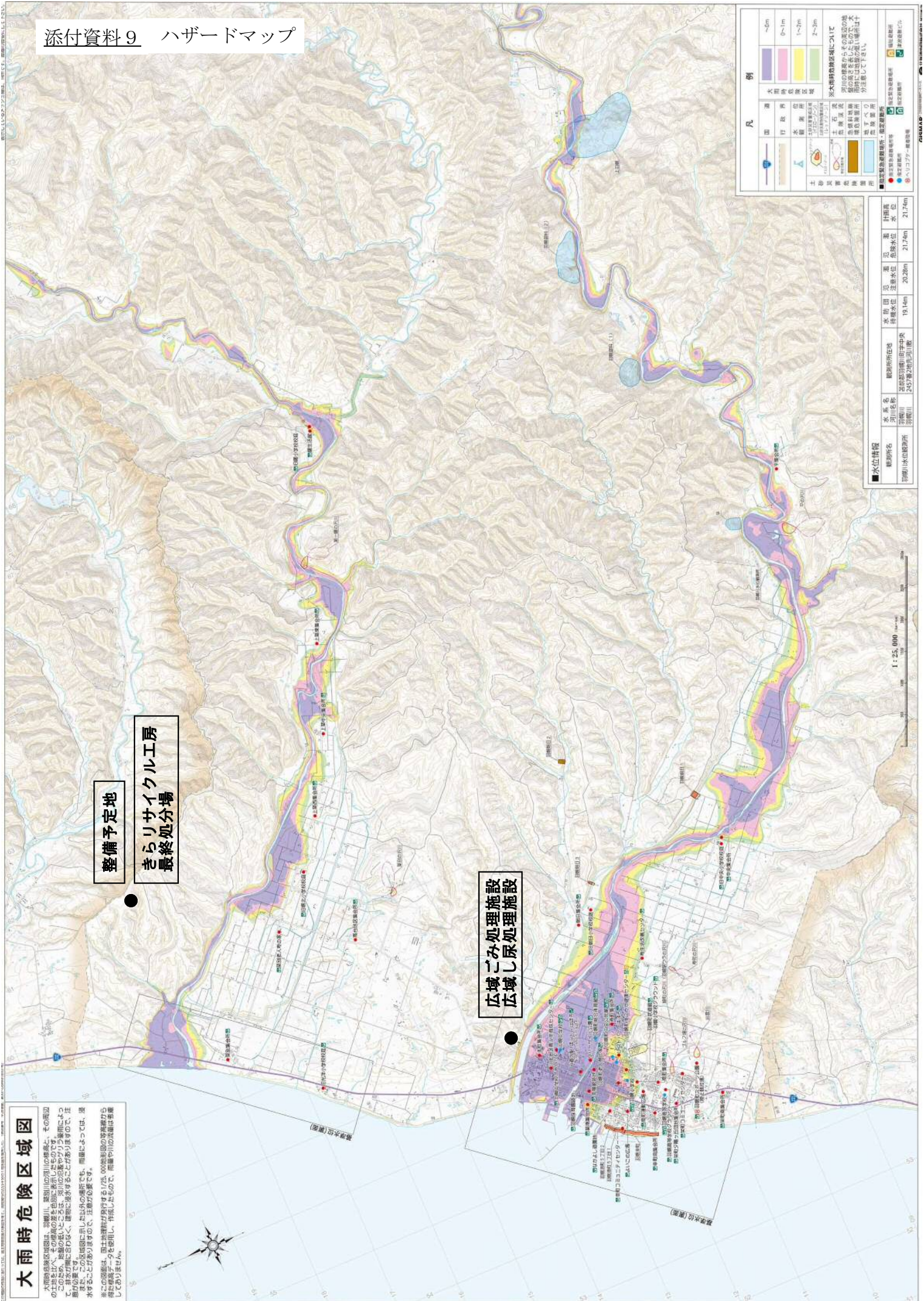


添付資料8 トレンドグラフ（生活排水）（苫前町）





添付資料9 ハザードマップ



**大雨時危険区域図**

大雨時危険区域は、宇治川、栗野川の両河川の氾濫と、その周辺の土地を北へ、その周辺の差を特別に表示したものです。このため、氾濫の範囲は、河川の氾濫や降り積りによる氾濫の範囲と、一部に差水等も含まれます。また、この図は、この図に示した以外の場所でも、雨による浸水等が予想されるため、注意が必要です。

※この図は、国土情報センターが提供する1/25,000地形図の等高線から得た標高データを基に作成し、作成したもので、降雨や川の流量は考慮していません。

**整備予定地**

**きらりサイクル工房  
最終処分場**

**広域ごみ処理施設  
広域し尿処理施設**

**凡例**

水深	水深	水深	水深
0-1m	1-2m	2-3m	3m以上
土石流	崖崩れ	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域

※本図は、河川氾濫の危険性からその周辺の土地の危険性を示したもので、大雨時の氾濫の範囲は、河川の氾濫や降り積りによる氾濫の範囲と、一部に差水等も含まれます。

**水位情報**

観測所名	水名	観測所所在地	水質	水位	観測所
宇治川水位観測所	宇治川	宇治市宇治	観測所	21.74m	宇治川水位観測所
栗野川水位観測所	栗野川	栗野川	観測所	21.74m	栗野川水位観測所
宇治川水位観測所	宇治川	宇治市宇治	観測所	20.28m	宇治川水位観測所
栗野川水位観測所	栗野川	栗野川	観測所	19.14m	栗野川水位観測所

1:25,000

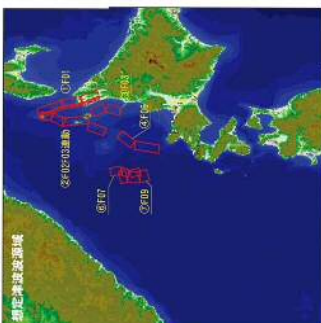






# 天売島ハザードマップ (津波浸水想定区域図)

津波浸水想定区域図は、今後、北海道で起こることが想定される地震による津波のうち、羽幌町に大きな影響を与える6つの津波を選び、その中で最も大きな浸水範囲、最高水位を表示したものです。  
ただし、地震の震源地が近かったりすると、予測を超える津波が襲ってくる可能性がありますので、注意してください。



津波想定モデル	想定地域の規模	津波想定モデル	想定地域の規模
①	モーメントマグニチュード 7.9 Ⅹ	④	モーメントマグニチュード 7.6 Ⅹ
②	モーメントマグニチュード 7.8 Ⅹ	⑤	モーメントマグニチュード 7.4 Ⅹ
③	モーメントマグニチュード 7.4 Ⅹ	⑥	モーメントマグニチュード 7.6 Ⅹ

モーメントマグニチュードとは、地震のつねに発生しているエネルギーの強さを表す指標であり、その値が大きいほど大きな津波が襲ってくる可能性があります。

①～⑦は、津波浸水想定区域図の作成に用いた6つの津波想定モデルのうち、最も大きな浸水範囲、最高水位を示すモデルです。

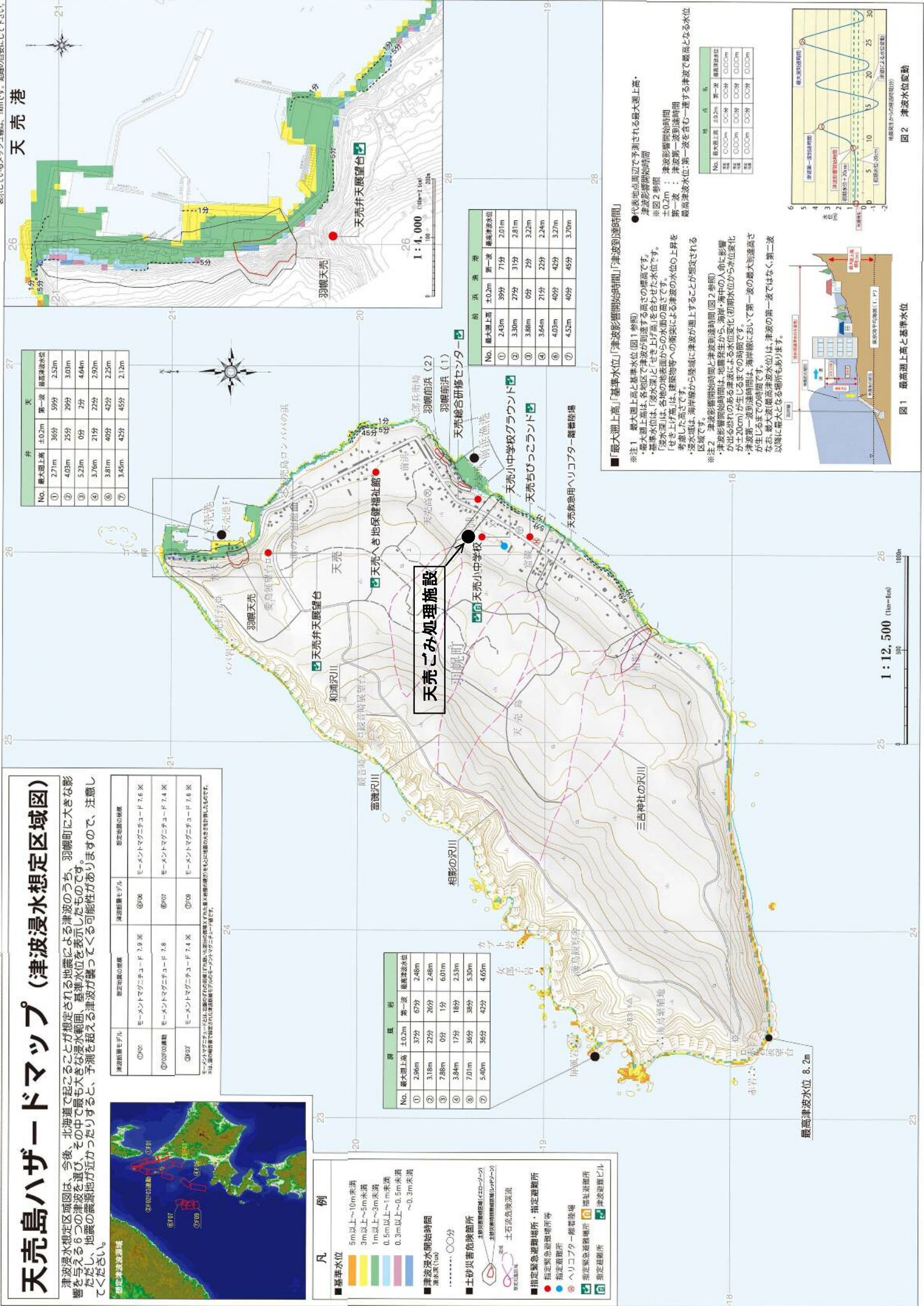
**凡 例**

- 最高水位
  - 5m以上～10m未満
  - 3m以上～5m未満
  - 1m以上～3m未満
  - 0.5m以上～1m未満
  - 0.3m以上～0.5m未満
  - ～0.3m未満
- 津波浸水開始時間
  - 津波到達時間
  - 津波到達時間
- 土砂災害危険箇所
  - 土砂災害危険箇所(崖)
  - 土砂災害危険箇所(崖)
- 指定緊急避難場所、指定避難所
  - 指定緊急避難場所等
  - 指定避難所
  - ヘリコプター着陸場
  - 指定緊急避難場所
  - 指定避難所
  - 指定避難所

No.	最大浸上高	第一波	最高津波水位
①	2.95m	37分	2.48m
②	3.18m	22分	2.48m
③	7.88m	0分	6.07m
④	3.84m	17分	2.53m
⑤	7.07m	36分	5.30m
⑥	5.40m	36分	4.65m



No.	最大浸上高	第一波	最高津波水位
①	2.71m	36分	2.52m
②	4.03m	25分	3.03m
③	5.23m	0分	4.64m
④	3.76m	21分	2.92m
⑤	3.81m	40分	2.25m
⑥	3.45m	42分	45分
⑦			2.12m



**天売ごみ処理施設**

別	浸上高	第一波	最高津波水位
No.	最大浸上高 ±0.2m	第一波	最高津波水位
①	2.63m	39分	2.07m
②	3.30m	27分	2.81m
③	3.88m	0分	3.22m
④	3.64m	21分	2.24m
⑤	4.03m	40分	3.27m
⑥	4.52m	46分	3.70m

■ 最大浸上高「基準水位」津波影響開始時間「津波到達時間」

※注1 最大浸上高と基準水位(図1参照)  
 最大浸上高は、各地区で津波が到達する高さの最高値です。  
 基準水位は、「浸水深」と「せき上げ高」を合わせた水位です。  
 「浸水深」は、各地の地表面からの水面の高さです。  
 「せき上げ高」は、建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮した高さです。  
 浸水時は、海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域です。

※注2 津波影響開始時間と津波到達時間(図2参照)  
 津波影響開始時間は、地震発生から、海岸、海中の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変化(初期水位から水位変化が±20cm)が生じるまでの時間です。  
 津波第一波到達時間は、海岸線において第一波の最大到達高さが生じるまでの時間です。  
 なお、最大浸上高(津波水位)は、津波の第一波ではなく、第二波以降に陥入となる場所もあります。

● 代表地点を以て予測される最大浸上高。  
 津波影響開始時間  
 ※図2参照  
 津波影響開始時間  
 第一波到達時間  
 第一波到達時間  
 最高津波水位: 第一波を含む一連する津波で最も高くなる水位

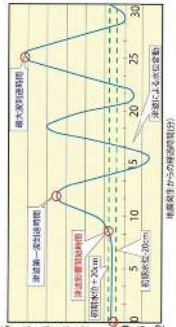


図1 最大浸上高と基準水位

図2 津波水位変動

**（食料品の販路拡大）**

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化などによる販路の開拓・拡大、農水産物の輸出拡大の取組など、生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要がある。

**（農産物の産地備蓄の推進）**

- 国では、不作時等の緊急時に備えるため、米などの主要穀物の備蓄を行っているが、災害時には米以外の農産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、産地における農産物の長期貯蔵など、農産物の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。

**【指標（現状値）】**

- ・ 農業就業人口 308 名（H27）
- ・ 水田における農地の大区画化（1ha 以上）の割合 約 60%（R1）

**4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止**

**【評価結果】**

**（水道施設等の防災対策）**

- 災害時においても給水機能を確保するため、浄水場などの水道施設の耐震化や浸水対策、老朽化対策を進めているが、いずれも進捗途上であり、計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進する必要がある。
- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、施設整備や応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

**（下水道施設等の防災対策）**

- 地震発生時における下水道機能の確保のため、下水道施設の耐震化を進めているが、施設の改築・更新など計画的な維持管理が欠かせなく、今後、増大してくる老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

**【指標（現状値）】**

- ・下水道BCPの策定状況 策定済（H28）
- ・下水道ストックマネジメント計画の策定状況 策定済（H30）
- ・浄化槽のうち合併浄化槽の設置率 38.9%（R1）

**4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止****【評価結果】****（交通ネットワークの整備）**

- 災害時において、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避する必要があるため、物資や人員の移動に重要な幹線道路となる国道や道道の強靱化のほか、緊急輸送道路及び避難路等についても、関係機関と協力し計画的に整備していく必要がある。

**（道路施設の防災対策）**

- 落石や岩石崩落などの道路点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次、対策工事を計画的に実施し、必要に応じ関係機関に要望するとともに、災害時に重要となる避難路上などの橋梁の耐震化についても、重点的に対策工事を実施し、計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行い、適切に維持管理を実施する必要がある。

**【指標（現状値）】**

- ・橋梁長寿命化修繕計画の策定状況 策定済（H25 策定、R1 見直し）
- ・道路等の点検率 100%（R1）
- ・橋梁の点検率 100%（R1）
- ・橋梁の補修状況 63 橋中 5 橋（H27～R1）

#### 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

##### (水道施設等の防災対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池、配水管、貯留施設、浄水場など水道施設の耐震化や浸水対策、基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。[国、道、町]
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進するとともに関係団体と締結した協定に基づき、復旧支援等を実施する。[国、道、町]

##### (下水道施設等の防災対策)

- 災害時に備えた下水道のBCPについては、国の策定マニュアルの改定に伴う見直しを進めるとともに、下水道施設等の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。[国、道、町]
- 単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。[国、道、町]

##### 《指 票》

- ・ 下水道BCPの策定状況 策定済 (H28)  
⇒ 必要に応じて見直しを行う。
- ・ 下水道ストックマネジメント計画の策定状況 策定済 (H30)  
⇒ 必要に応じて見直しを行う。
- ・ 浄化槽のうち合併浄化槽の設置率 38.9% (R1) ⇒ 45% (R6)

《推進事業》 ※末尾の【 】内は別表「羽幌町強靱化のための推進事業一覧」(P50～)で示した所管課名  
合併処理浄化槽整備事業【町民】  
舗装修繕事業【建設】

## 【別表】 羽幌町強靱化のための推進事業一覧

・第4章の「羽幌町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧」において記載している推進事業の末尾には以下の所管部局名の略称を記載。

総務課：【総務】 地域振興課：【地域】 財務課：【財務】 町民課：【町民】  
 福祉課：【福祉】 健康支援課：【健康】 商工観光課：【商工】 農林水産課：【農水】  
 建設課：【建設】 上下水道課：【上下】 学校管理課：【学校】 社会教育課：【社教】  
 天売支所：【天売】 焼尻支所：【焼尻】

・当該事業の事業実施主体を推進事業名の末尾に〔 〕書きで記載。  
 ・当該事業が複数の小事業で構成されている場合には、事業概要の【 】内に小事業名を記載し、小事業ごとに事業概要を記載。

所管部局名	推進事業名	事業概要	リスクシナリオ
総務課	防災対策事業【町】	災害に対する予防、応急対応及び復旧等の各種対策を実施し、町民の生命、身体及び財産を自然及び事故災害から保護する。	1-1、1-2 1-3、1-4 1-7、2-2 2-3、3-1 4-1、7-2
	防災資機材購入事業【町】	災害時の応急活動に必要な資機材を整備し、緊急時における体制づくりの充実を図る。	1-6、2-1 2-3、3-1
	防災情報伝達システム整備事業【町】	住民等への災害情報の伝達に必要なシステムの整備を促進するとともに、災害情報伝達手段の多重化を促進するための機能強化などの体制を整備する。	1-7
	役場庁舎建替等検討事業【町】	役場庁舎の老朽化、耐震機能の不足など現庁舎の抱える問題を解消するため、施設のあり方について建替も含め検討を進める。	3-1
	庁舎等管理事業【町】	庁舎施設の維持及び突発的な設備等の故障などに対応し、役場庁舎を適切に維持管理する。	1-1、3-1
	北海道防災行政ネットワーク更新整備事業【町】	道が主体となって整備するネットワーク機器等更新整備費の一部を負担する。	1-7
地域振興課	民間賃貸集合住宅建設促進助成事業【町】	民間賃貸集合住宅を建設する個人又は法人に対し、その費用の一部を助成することにより、良質な賃貸住宅の建設を促進する。	1-1
	情報通信基盤施設管理運営事業【町】	離島地区と市街地区との情報通信格差の解消を図るために整備した離島地区情報通信基盤施設の管理運営を適切に行う。	1-7
	エコアイランド構想事業【町】	<b>エコアイランド構想事業</b> 天売島、焼尻島の特性に合った再生可能エネルギーとして、特に風力、太陽光及び太陽熱の自然エネルギーを活用し、エネルギーの地産地消を目指す。 【環境配慮型設備等導入促進事業補助金】 環境に配慮した循環型社会の実現に向けた地域づくりを推進するため、再生可能エネルギーを導入する者に対して助成する。	2-1、4-1 2-1、4-1
町民課	合併処理浄化槽整備事業【町】	公共用水域の生活排水による水質汚濁防止の観点から、下水道計画区域を除いた町内全域を対象に合併処理浄化槽の普及促進を図るため、設置工事費の一部を補助する。	4-3
	公営住宅建設事業【町】	耐用年数を越える老朽化した団地について建替えを進め、居住水準の向上、維持管理の効率化と入居の適正化を推進する。	1-1
福祉課	老人福祉センター整備事業【町】	老朽化が進んでいるため、有効活用及び効率的な維持管理を図るため整備する。	1-1
健康支援課	天売高齢者支援センター整備事業【町】	老朽化が進んでいるため、有効活用及び効率的な維持管理を図るため整備する。	1-1
	予防事業【町】	母子保健業務、定期予防接種、各種検診業務を実施し、町民の健康維持及び増進に寄与することを目的とする。	2-3
建設課	道路事業 国補助事業名 ・防災安全交付金【道・	<b>道路事業</b> 道路施設（除排雪含む）等の維持管理業務を行う。 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ご	1-1

#### 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

##### 【評価結果】

##### （水道施設の耐震化、老朽化対策等）

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池や貯留施設、浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策の計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。

##### （水道施設の防災機能の強化）

- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、送水管の多重化などの施設整備や応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

##### （下水道施設等の耐震化、老朽化対策等）

- 下水道機能の老朽化整備については対策済みだが、施設の改築・更新など計画的な維持管理に欠かせない長寿命化計画の策定を促進し、下水道施設の耐震化に加え、今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

##### 【指標（現状値）】

- 上水道の基幹管路の老朽化対策：対策済み（H13）
- 下水道業務継続計画の策定状況：策定済み（H27）
- 地震対策上重要な下水道管渠の地震対策実施率：100%（R元）
- 下水道施設ストックマネジメント計画を踏まえた長寿命化計画の策定状況：策定中（R元～R2：R3に策定）
- 浄化槽のうち合併処理浄化槽の設置率：50%（R元）



#### 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

##### (水道施設等の防災対策) 重点

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池、貯留施設、浄水場など水道施設の耐震化や基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。  
[国、道、市町村] 《道内》
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進する。  
[国、道、市町村] 《道内》

##### (下水道施設等の防災対策) 重点

- 災害時に備えた下水道業務継続計画を基に、下水道施設の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。  
[国、道、市町村] 《道内》
- 単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。  
[国、道、市町村] 《道内》

##### 【指標】

- 上水道の基幹管路の耐震化率：18%（R元）⇒ 20%（R6）
- 下水道の基幹管路の老朽化：対策済み（H30）  
⇒ 下水道施設ストックマネジメント計画（R3策定）に基づき、取替、修繕を行って行く。
- 下水道業務継続計画の策定状況：策定済み（H27）  
⇒ 方針や内容変更があった際に見直しを行う。
- 地震対策上重要な下水道管渠の地震対策実施率：100%（R元）  
⇒ 下水道施設ストックマネジメント計画（R3策定）に基づき、耐震対策を行う。
- 下水道施設ストックマネジメント計画を踏まえた長寿命化計画の策定状況  
：策定中（R元～R2）⇒ 策定済み（R3）
- 浄化槽のうち合併処理浄化槽の設置率：50%（R元）⇒ 52.9%（R6）



循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1) 地域名	羽幌地域	(2) 地域内人口	11,405人	(3) 地域面積	1,206.76km <sup>2</sup>
(4) 構成市町村等名	羽幌町、苫前町、初山別村	(5) 地域の要件*	人口 (面積) 沖繩 (離島) 奄美 (豪雪)、(山村) 半島 (過疎) その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：設立されていない場合、今後の見通し： 設立(予定)年月日：昭和43年4月16日設立、認可予定				

\*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状(排出量等に対する割合)							目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和6年度	
排出量	事業系 総排出量(トン)	617	658	684	655	634		555 (H29比 -12.5%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	0.71	0.77	0.81	0.78	0.77		0.67 (H29比 -13.0%)
	生活系 総排出量(トン)	3,056	2,980	2,872	2,850	2,787	集計中	2,437 (H29比 -12.6%)
再生利用量	1人当たりの排出量(kg/人)	165	167	166	169	171		171 (H29比 -0.0%)
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	3,673	3,638	3,556	3,505	3,421		2,992 (H29比 -12.5%)
	直接資源化量(トン)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	集計中	0(0%)
エネルギー回収量	総資源化量(トン)	1,177 (32.0%)	1,150 (31.6%)	1,055 (29.7%)	1,020 (29.1%)	1,020 (29.1%)		834 (27.9%)
	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWh)	—	—	—	—	—	集計中	—
減量化量	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	—	—	—	—	—	集計中	—
	減量化量(中間処理前後の差 トン)	566 (15.4%)	539 (14.8%)	555 (15.6%)	538 (15.3%)	538 (15.7%)	集計中	—
最終処分量	理立最終処分量(トン)	1,929 (52.5%)	1,949 (53.6%)	1,946 (54.7%)	1,948 (55.6%)	1,928 (56.4%)	集計中	1,690 (56.5%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
破砕選別施設	さらりサイクル工房	羽幌町外2町村 衛生施設組合	破砕選別・手選 別・圧縮梱包	破砕選別・破選 機:6.7t/日 圧縮・減容化設備: 4.6t/日	H14.11	未定	未定	浸水想定なし	
ストックヤード	さらりサイクル工房	羽幌町外2町村 衛生施設組合	保管	1,260m <sup>2</sup>	H14.11	未定	未定	浸水想定なし	
生ごみ堆肥化施設	さらりサイクル工房	羽幌町外2町村 衛生施設組合	破砕・発酵	破砕・発酵(堆肥化 設備):6.0t/日	H14.11	未定	未定	浸水想定なし	
最終処分場	羽幌町外2町村 衛生施設組合 一般廃棄物 最終処分場	羽幌町外2町村 衛生施設組合	埋立対象物:一 般ごみ、破砕残 渣、生ごみ残渣、 資源ごみ残渣等	埋立面積:13,100m <sup>2</sup> 埋立容積:72,000m <sup>3</sup> 浸出水処理施設: 50m <sup>3</sup> /日	H14.11	未定	未定	浸水想定なし	
ごみ焼却施設	広域ごみ処理施設	羽幌町外2町村 衛生施設組合	機械化パッチ式	27t/日(13.5t/日8h ×2炉)	S54.4	H14.11	未定	浸水深 2~3m、廃止済	
ごみ焼却施設	天売ごみ処理施設	羽幌町外2町村 衛生施設組合	機械化パッチ式	2t/日(8h)	S52.4	H4.3	未定	浸水想定なし	
ごみ焼却施設	焼尻ごみ処理施設	羽幌町外2町村 衛生施設組合	機械化パッチ式	2t/日(8h)	S53.4	H11.10	未定	浸水想定なし	
し尿処理施設	広域し尿処理施設	羽幌町外2町村 衛生施設組合	好気性処理方式	35kl/日	S55.4	H28.12	未定	浸水深 2~3m、廃止済	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無 (解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対 策	備考
生ごみ堆肥化施設	生ごみ堆肥化施設	羽幌町外2町村 衛生施設組合	破砕・発酵	2.0t/日	R5.9	既存施設の老朽化並び に装置設備の進行に対 して、安定的処理を継 続的に行う必要がある ため。	-	-	浸水想定なし	プラスチック再 商品化を実施施 するための施 設整備事業
最終処分場	最終処分場	羽幌町外2町村 衛生施設組合	セル方式による準 好気性埋立構造	41,300m <sup>3</sup>	R5.9	埋立容量が 満杯となるため。	-	-	浸水想定なし	-

4-1 生活排水処理の現状と目標（羽幌町）

指標・単位	過去の状況・現状							目標
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和6年度	
総人口	7,490人	7,358人	7,251人	7,089人	6,902人	集計中	6,204人	
公 共 下 水 道	汚水衛生処理人口	3,766人	3,871人	3,932人	4,005人	4,109人	4,648人	
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	50.3%	52.6%	54.2%	56.5%	59.5%	74.9%	
集 落 排 水 施 設 等	汚水衛生処理人口							
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率							
合 併 処 理 浄 化 槽 等	汚水衛生処理人口	201人	201人	184人	194人	197人	329人	
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	2.7%	2.7%	2.5%	2.7%	2.9%	5.3%	
未 処 理 人 口	3,523人	3,286人	3,135人	2,890人	2,596人	集計中	1,227人	

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付のこと。（別紙参考を参照）

4-2 生活排水処理の現状と目標（苫前町）

指標・単位	過去の状況・現状							目標
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和6年度	
総人口	3,261人	3,208人	3,134人	3,065人	2,987人	集計中	2,748人	
公 共 下 水 道	1,118人	1,162人	1,203人	1,251人	1,291人	集計中	1,476人 53.7%	
	34.3%	36.2%	38.4%	40.8%	43.2%			
集 落 排 水 施 設 等								
合 併 処 理 浄 化 槽 等	199人	205人	211人	204人	199人	集計中	214人 7.8%	
	6.1%	6.3%	6.7%	6.7%	6.7%			
未 処 理 人 口	1,944人	1,841人	1,720人	1,610人	1,497人	集計中	1,058人	

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付のこと。（別紙参考を参照）

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業（事業番号3）	羽幌町	42基	118人	H14.4	16基	88人	R6	
浄化槽設置整備事業（事業番号4）	苫前町	20基	67人	H21.4	12基	74人	R6	

※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付のこと。

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業名称	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模	事業期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考	
					開始	終了	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
○有機性廃棄物リサイクル推進に関する事業								546,150	0	17,634	267,358	261,158	490,810	0	15,810	231,330	243,670	
	ごみたい肥化施設整備事業	1	羽幌町外2 町村衛生施 設組合	2.0t/日	R3	R5	546,150		17,634	267,358	261,158	490,810		15,810	231,330	243,670		
○最終処分に関する事業								1,833,810	0	209,863	498,798	1,125,149	1,502,560	0	181,400	451,940	869,220	
	最終処分場整備	2	羽幌町外2 町村衛生施 設組合	41,300㎡	R3	R5	1,833,810		209,863	498,798	1,125,149	1,502,560		181,400	451,940	869,220		
○施設整備に関する計画支援事業								97,620	53,620	44,000	0	0	97,620	53,620	44,000	0	0	
	有機性廃棄物リサイクル推進施設設備に 係る調査・設計業務	31	羽幌町外2 町村衛生施 設組合				16,500	5,500	11,000			16,500	5,500	11,000				
	最終処分場整備に係る調査・設計業務	32	羽幌町外2 町村衛生施 設組合				81,120	48,120	33,000			81,120	48,120	33,000				
○浄化槽に関する事業								12,747	0	1,615	2,737	4,714	3,681	10,977	0	1,497	2,379	3,225
	浄化槽設置整備	3	羽幌町	16基	R2	R5	6,460		1,615	1,615	1,615	1,615	5,988	1,497	1,497	1,497	1,497	
		4	苫前町	12基	R3	R5	6,287		1,122	3,099	2,066	4,989		882	2,379	1,728		
	合計						2,490,327	53,620	45,615	230,234	770,870	1,389,988	2,101,967	53,620	45,497	199,589	687,146	1,116,115

※組合構成町村:羽幌町、苫前町、初山別村

## 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号※1	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金必要の要否	事業計画					備考
					開始	終了		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	ごみ有料化	平成14年11月移行、生ごみ、一般ごみ、破碎ごみの指定袋制のごみ袋有料化を実施している。	組合	R1	R5		事業実施					
	12	環境教育、普及啓発、助成	住民による自主的な取組みを促進するため、家庭における排出抑制・リサイクルに関する情報提供や啓発の充実を図り、ごみ問題に対する意識向上のために、住民に対する出前講座を設ける。	組合	R1	R5		事業実施					
	13	マイバッグ運動・レジ袋対策	住民に対して買い物袋を持参するマイバッグ運動の実施とレジ袋削減への協力を要請し、事業者に対しては簡易包装やレジ袋削減等の取組みに対する啓発を実施する。	組合	R1	R5		事業実施					
処理体制の構築、変更に関するもの	21	事業系一般廃棄物対策	事業者が自ら処理施設に搬入するか、各町村の許可を得た民間の一般廃棄物運搬業者に委託することとする。事業系ごみの本組合の受け入れにおいては、まず事業者が独自に可能な限り資源化・リサイクルを行うことが前提であり、その上で残ったごみを本組合のごみ処理施設で受け入れることとする。	組合	R1	R5		事業実施					
処理施設の整備に関するもの	1	有機性廃棄物リサイクル推進施設	2.0t/日	組合	R3	R5	○	建設工事					
	2	最終処分場	41,300m <sup>3</sup>	組合	R3	R5	○	建設工事					
	3	合併浄化槽整備		羽幌町	R2	R5	○	合併浄化槽整備					
	4	合併浄化槽整備		苫前町	R3	R5	○	合併浄化槽整備					
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	有機性廃棄物リサイクル推進施設整備(事業番号1)に係る調査設計業務	有機性廃棄物リサイクル推進施設基本計画、有機性廃棄物リサイクル推進施設基本設計	組合	R1	R2	○	基本計画	基本設計				
	32	最終処分場整備(事業番号2)に係る調査設計業務	測量、地質調査、生活環境影響調査、最終処分場基本計画、最終処分場基本設計、最終処分場実施設計	組合	R1	R2	○	測量・地質調査	基本計画・基本設計	実施設計	生活環境影響調査		
その他	41	再生利用品の需要拡大事業	住民及び事業者への再生利用品の使用の普及・啓発を実施する。	組合	R1	R5		事業実施					
	42	廃家電リサイクルに関する普及啓発	廃家電等について、関係機関と協力し、正しく排出できるよう普及啓発を実施する。	組合	R1	R5		事業実施					
	43	不法投棄対策	不法投棄対策として無人カメラの設置による監視や、立て看板による注意啓発を実施している。今後はごみの適正処理について住民及び事業者への啓発を行うとともに、警察機関や地域住民と連携を図り監視体制を強化する。	組合	R1	R5		事業実施					
	44	災害時の廃棄物に関する事項	災害時に発生する廃棄物の処理や災害などにより、一時的に本組合内や区域でのごみ処理等が不可能となった場合に備えて、災害廃棄物の臨時集積所等を検討する。また、大規模な地震や水害等の災害時に大量発生すると想定される災害廃棄物について、円滑かつ適正に処理できる体制の整備を強化する。	組合	R1	R5		事業実施					

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

## 施設概要（有機性廃棄物リサイクル施設系）

都道府県名 北海道

(1) 事業主体名	羽幌町外2町村衛生施設組合
(2) 施設名称	有機性廃棄物リサイクル推進施設（ごみたい肥化施設）
(3) 工期	令和3（2021）年度～令和5（2023）年度
(4) 施設規模	2.0t/日
(5) 型式及び処理方式	破碎・発酵
(6) 地域計画内の役割	既設の生ごみ堆肥化施設の老朽化、装置設備の劣化により処理能力・性能が低下したため、今後も安定的処理を行うために整備する。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「ごみ堆肥化施設」を整備する場合

(8) 堆肥の利用計画	現在（既設）と同様に、生ごみからできた堆肥は「きらりコンポスト」という名称で、住民に配布し、窒素・リン酸・カリなどを含んだ有機性主体の特殊肥料で、家庭菜園などに活用。
-------------	---

「ごみ飼料化施設」を整備する場合

(9) 飼料の利用計画	
(10) 総事業計画額	546,150千円 うち、交付対象事業費 490,810千円



## 施設概要（最終処分場系）

都道府県名 北海道

(1) 事業主体名	羽幌町外2町村衛生施設組合
(2) 施設名称	最終処分場
(3) 工期	令和3（2021）年度～令和5（2023）年度
(4) 処分場面積・容積	41,300m <sup>3</sup>
(5) 処分開始年度 及び終了年度	埋立開始：令和5（2023）年度 埋立終了：令和21（2039）年度
(6) 跡地利用計画	未定
(7) 地域計画内の役割	組合内で発生するごみの継続的な処分先の確保
(8) 廃焼却施設解体工事 の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
(9) 総事業計画額	1,833,810千円 うち、交付対象事業費 1,502,560千円

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 北海道

(1) 事業主体名	羽幌町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	羽幌町の生活排水・し尿処理対策の推進のため、下水道整備計画区域外の住民に対し、合併処理浄化槽の設置費の一部を補助することにより、整備促進を図るものである。
(4) 事業期間	令和2年度 ～ 令和5年度
(5) 事業対象地域の要件	下水道法第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の区域で、その他人口増加が著しい等上記の地域と同等以上に雑排水対策を推進する必要があると認められる地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 5,988千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円

## ○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

## 【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	4基 (20人分)	1,408	1,408	1,408
5人槽 (離島)	8基 (40人分)	2,816	3,288	2,816
6～7人槽	4基 (28人分)	1,764	1,764	1,764
8～10人槽	基 (人分)			
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
合計	16基 (88人分)	5,988	6,460	5,988

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 北海道

(1) 事業主体名	苫前町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	苫前町の生活排水・し尿処理対策の推進のため、下水道整備計画区域外の住民に対し、合併処理浄化槽の設置費の一部を補助することにより整備促進を図る。
(4) 事業期間	令和3年度 ～ 令和5年度
(5) 事業対象地域の要件	下水道法第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の区域で、その他人口増加が著しい等上記の地域と同等以上に雑排水対策を推進する必要があると認められる地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 4,989千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円

## ○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

## 【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	5基 (25人分)	1,836	2,360	1,836
6～7人槽	7基 (49人分)	3,153	3,927	3,153
8～10人槽	基 (人分)			
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
合計	12基 (74人分)	4,989	6,287	4,989

循環型社会形成推進地域計画 内訳表(浄化槽系)

【参考資料様式6 補足資料】

集計表(羽幌町)

浄化槽設置整備事業		浄化槽市町村整備推進事業					
区分	基数	交付対象事業費	対象経費支出予定額	区分	基数	交付対象事業費	対象経費支出予定額
5人槽	12基	4224千円	4696千円	5人槽	0基	0千円	0千円
6～7人槽	4基	1764千円	1764千円	6～7人槽	0基	0千円	0千円
8～10人槽	0基	0千円	0千円	8～10人槽	0基	0千円	0千円
11～20人槽	0基	0千円	0千円	11～15人槽	0基	0千円	0千円
21～30人槽	0基	0千円	0千円	16～20人槽	0基	0千円	0千円
31～50人槽	0基	0千円	0千円	21～25人槽	0基	0千円	0千円
51人槽以上	0基	0千円	0千円	26～30人槽	0基	0千円	0千円
				31～40人槽	0基	0千円	0千円
				41～50人槽	0基	0千円	0千円
				51人槽以上	0基	0千円	0千円

浄化槽設置整備事業(汲み取り転換)

○対象経費支出予定額の内訳(羽幌町)

人槽区分	5人槽
基数	12

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
1876千円		2348千円	472千円	4696千円
合計4224千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
4696千円				4696千円

人槽区分	6~7人槽
基数	4

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
588千円		1176千円		1764千円
合計1764千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
1764千円				1764千円

人槽区分	8~10人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	11~20人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	21~30人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	31~50人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	51人槽以上
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

循環型社会形成推進地域計画 内訳表(浄化槽系)

【参考資料様式6 補足資料】

集計表(苫前町)

浄化槽設置整備事業		浄化槽市町村整備推進事業					
区分	基数	交付対象事業費	対象経費支出予定額	区分	基数	交付対象事業費	対象経費支出予定額
5人槽	5基	1836千円	2360千円	5人槽	0基	0千円	0千円
6～7人槽	7基	3153千円	3927千円	6～7人槽	0基	0千円	0千円
8～10人槽	0基	0千円	0千円	8～10人槽	0基	0千円	0千円
11～20人槽	0基	0千円	0千円	11～15人槽	0基	0千円	0千円
21～30人槽	0基	0千円	0千円	16～20人槽	0基	0千円	0千円
31～50人槽	0基	0千円	0千円	21～25人槽	0基	0千円	0千円
51人槽以上	0基	0千円	0千円	26～30人槽	0基	0千円	0千円
				31～40人槽	0基	0千円	0千円
				41～50人槽	0基	0千円	0千円
				51人槽以上	0基	0千円	0千円



浄化槽設置整備事業(汲み取り転換)

○対象経費支出予定額の内訳(苫前町)

人槽区分	5人槽
基数	5

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
612千円		1224千円	524千円	2360千円
合計1836千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
2360千円				2360千円

人槽区分	6~7人槽
基数	7

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
1040千円		2113千円	774千円	3927千円
合計3153千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
3927千円				3927千円

人槽区分	8~10人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	11~20人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	21~30人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	31~50人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	51人槽以上
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

## 計 画 支 援 概 要

都道府県名 北海道

(1) 事業主体名	羽幌町外2町村衛生施設組合		
(2) 事業目的	<u>有機性廃棄物リサイクル推進</u> 施設整備のため		
(3) 事業名称	有機性廃棄物リサイクル推進施設調査・計画業務	有機性廃棄物リサイクル推進施設設計業務	
(4) 事業期間 ※1	令和 元 年度 ~ 令和 2 年度	令和 2 年度 ~ 令和 3 年度	令和 年度 ~ 令和 年度
(5) 事業概要	有機性廃棄物リサイクル推進施設基本計画	有機性廃棄物リサイクル推進施設基本設計	
(6) 総事業計画額 ※1	5,500千円 うち、交付対象事業費 5,500千円	11,000千円 うち、交付対象事業費 11,000千円	千円 うち、交付対象事業費 千円

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

## 計 画 支 援 概 要

都道府県名 北海道

(1) 事業主体名	羽幌町外2町村衛生施設組合		
(2) 事業目的	最終処分場 施設整備のため		
(3) 事業名称	最終処分場調査・計画業務	最終処分場施設設計業務	
(4) 事業期間 ※1	令和 元 年度 ~ 令和 2 年度	令和 2 年度 ~ 令和 3 年度	令和 年度 ~ 令和 年度
(5) 事業概要	測量、地質調査、生活環境 影響調査、最終処分場施設 基本計画、最終処分場基本 設計	最終処分場実施設計	
(6) 総事業計画 額 ※1	48,120千円 うち、交付対象事業費 48,120千円	33,000千円 うち、交付対象事業費 33,000千円	千円 うち、交付対象事業費 千円

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。